

# 重 要

平成24年3月30日

会員各位

ＪＵ静岡オートオークション  
流通委員会

## 会員規約 一部変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年4月3日開催分より、会員規約の一部事項につきまして、下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。

ＪＵオークション統ルールにてクレーム裁定致しますが、ルールブックに記載ないものは従来通りＪＵ静岡の規約が適用されます。

会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。

今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

### 規約追加事項

#### 第4章 車両・出品落札 第6条 車両保管の義務

ＪＵ静岡が、機関・機構に不具合がある出品・落札車両を保管中に、不具合が原因とみられる破損や損壊があった場合、ＪＵ静岡は損害賠償の責任を負わないものとする。

#### 第8章 クレーム規約（統ルール以外）

落札価格が10万円未満の車両は重要項目を除き原則ノークレームとする。但し、流通委員会がクレーム相当と判断した場合は、1万円のペナルティとする。（キャンセル不可）

# 中商連オートオークション 規約・運営規程

## 第1章 総 則

### 第1条 目 的

この規約は、日本中古自動車販売商工組合連合会（以下、中商連という）の会員である各県商工組合（以下、商組という）が主催する中古自動車のオークション（以下、JUオークションという）の運営の基本的事項と関係者の権利義務等について定めることにより、オークションが公正かつ円滑に実施できるようにし、もって、中古自動車の流通機構の整備と適正かつ合理的な価格体系を確立し、あわせて消費者の信用を向上させることを目的とする。

### 第2条 この規約の効力

1. この規約は、JUオークションを主催する商組（以下、主催商組という）およびこれに参加（自動車の出品または落札）する全ての者に適用される。
2. 商組は自己が主催するJUオークションの規約（以下、商組規約という）を独自に制定することができる。ただし、商組規約は、古物営業法施行規則第1条の「市場規約」たるものとする。
3. 商組規約がこの規約と抵触したときは、商組規約で別の定めをすることができるがこの規約で定めた場合を除き、この規約が優先する。
4. 商組は、JUオークションを主催するに際し、そこでの取引には商組規約とともにこの規約が適用されることを参加者全員に明示するものとする。
5. JUオークションに参加するメンバー登録者、特別参加者（以下、オークション参加登録者と総称する）は、この規約、運営規程、商組規約および商組の定める細則を遵守し、

## 第1章 総 則

オークションが円滑に運営されるよう、主催商組に協力しなければならない。

### 第3条 オークション運営会社への適用

1. 中商連および商組は、中商連オートオークション規約にもとづいて運営することを中商連と合意した商組以外の事業者（オークション運営会社という）が主催するオークションについてこの規約を適用する。
2. オークション参加登録者は、オークション運営会社主催のオークションに参加した場合、オークション運営会社ならびに同オークションの参加者との間で、この規約およびオークション運営会社が定めた規約にもとづいて、権利を有し義務を負う。
3. 社団法人日本中古自動車販売協会連合会（以下、中販連という）、中商連および商組は、オークション運営会社がこの規約にもとづいてオークションを運営するために利用する目的に限って、オークション参加登録者の個人情報等を当該オークション運営会社に提供できるものとし、第9条1項の利用目的明示の中にそのことをあわせて記載する。

### 第4条 参加資格等

1. JUオークションに参加する者は、古物商の許可を得、かつ、次の各号のいずれかに該当しなくてはならない。
  - ① 第5条のメンバー登録を行っている者（以下、メンバーという）。
  - ② 当該JUオークションを主催する商組が特に参加を承認し、第6条の特別参加者登録を行っている者（以下、特別参加者という）。
2. メンバーは、所属商組以外の商組が主催するJUオークションにも参加することができ

る。

3. 特別参加者は、参加資格を承認した商組が主催するオークションにだけ参加できる。ただし、会場外からの応札システムを利用する場合は参加資格を承認した商組以外のJ Uオークションにも参加することができる。

#### 第5条 メンバー登録

1. 商組の組合員は、所属商組を通じて中商連にオークションメンバーの登録をすることができる。
2. 中販連傘下単位協会の会員で商組の組合員でない者は、当該地域の商組の承認を得たうえ、同商組を通じて中商連にメンバー登録の申請をすることができる。
3. 中商連は、登録申請者について第33条2項各号および第35条各号に掲げた事由の有無を調査し、登録の可否を決定する。
4. 1項および2項のメンバー登録の有効期間は運営規程で別に定める。また、有効期間経過後も引き続いてJ Uオークションに参加しようとするメンバーは期間ごとに登録更新手続をしなくてはならない。ただし、更新の可否については前項の規定を準用する。
5. 商組はメンバーの登録内容に変更があった場合は、すみやかに中商連に届け出るものとする。

#### 第6条 特別参加者の登録

1. 第4条1項②号の特別参加者の登録は商組が単独で行う。
2. 商組は特別参加者の登録を行った者について、すみやかに中商連に届け出るものとする。
3. 特別参加者の登録内容に変更があった場合も前項と同様とする。

#### 第1条 メンバーの登録手続

1. 中商連オートオークション規約（以下、規約という）第5条1項および2項のメンバー登録申請ならびに同条4項のメンバー登録の更新申請は、メンバーとなろうとする者または更新を希望する者が所属商組または当該地域の商組に中商連宛の登録申請書を提出して行う。
2. 商組は、前項の登録申請書が提出されたときは、登録の可否について商組の意見を付して中商連に申請書を送付する。
3. 中商連は、メンバー登録およびメンバー登録の更新を認めるのが相当と判断したときは、メンバー登録簿に申請者名を登載し、その旨を所属商組を通じて申請者に通知する。
4. メンバー登録の有効期限は2年とし、以降2年ごとに更新するものとする。
5. メンバーは、登録内容を変更したときは、所属商組を通じて中商連に届出なければならない。

#### 第2条 特別参加者の登録手続

1. 規約第4条1項②号の特別参加者の登録は商組が単独で行う。
2. 前項の手続の詳細は商組規約で定める。
3. 特別参加者は、登録内容を変更したときは、参加資格を承認した商組を通じて中商連に届け出なければならない。

## 第7条 登録の抹消

1. 中商連は、次の各号のいずれかの場合、前二条の登録を抹消し、その旨を商組に通知する。
  - ① 第33条2項⑥号に基づく主催商組からの申告があったとき。
  - ② 第35条に基づき商組からの申告があったとき。
  - ③ メンバーおよび特別参加者本人から商組を通じて申告があったとき。
2. 中商連は、前項①号の申告に基づくメンバー登録の抹消をするについては、所属商組または第5条2項の承認を与えた商組の意見を聞くものとする。

## 第8条 登録・更新・抹消の効力

1. メンバーおよび特別参加者の登録およびその更新ならびに登録抹消の効力は、中商連の登録簿に登載または同登録簿から削除したときに発生する。
2. 登録抹消の効力発生以前にオークション参加登録者がJUAオークションでした行為については、なおこの規約を適用する。

## 第3条 登録料・更新料

1. メンバーおよび特別参加者の登録の申請者および登録の更新申請者は、登録申請書または更新申請書を提出する際、次の各号の商組を通じて中商連に登録料または更新料を納付しなければならない。
  - ① メンバーは所属商組。
  - ② 特別参加者は参加を承認した商組。
2. 登録料および更新料の額は中商連の流通委員会の答申に基づき中商連理事長が定める。
3. 登録料および更新料は、登録または登録の更新がされた後は返還しない。

## 第4条 メンバーカード

1. 中商連はメンバーに対してメンバーカード（古物営業施行規則第12条第1項の規定にもとづき行商従業者証として承認されたもの）を発行する。
2. メンバーカードは有料とする。
3. メンバーは、直接オークション会場でオークションに参加するときは常にメンバーカー

ドを携行し、主催商組が求めたときはこれを提示しなければならない（主催商組はメンバーカードを提示しないメンバーのオークションへの参加を拒否することができる）。

4. メンバー登録を抹消された者は、ただちに、メンバー登録された当時の所属商組を通じて中販連にメンバーカードを返還しなければならない。

#### 第5条 特別参加者カード

1. 主催商組は、特別参加者に対して特別参加者カードを発行する。
2. 特別参加者カードは有料とする。
3. 特別参加者は、直接オークション会場でオークションに参加するときは、常に特別参加者カードを携行し、主催商組が求めたときはこれを提示しなければならない（主催商組は特別参加者カードを提示しない特別参加者のオークションの参加を拒否することができる）。
4. 特別参加者登録を抹消された者は、ただちに、主催商組に特別参加者カードを返還しなければならない。

#### 第9条 個人情報等の保護

1. 中商連および商組は、J Uオークションの運営・管理に際してオークション参加登録者の個人情報ならびに企業情報（以下、個人情報等という）を取得する場合、この規約、運営規程ならびに商組規約で定めたJ Uオークションの実施に必要な範囲で利用する旨の利用目的を明示する。
2. 前項の個人情報等の取得ならびに利用には、中販連がJ Uオークションの実施のためにオークション参加登録者の個人情報等を取得し、中販連自らが利用し、中商連および商

組にこれを提供することが含まれるものとし、中販連、中商連および商組は前項の利用目的明示の中にそのことをあわせて記載する。

3. 中販連、中商連および商組は、前二項の目的の範囲に限って個人情報等を利用しなくてはならない。
4. 中販連、中商連および商組は、個人情報保護法の規定を遵守しつつ取得した個人情報等を管理しなくてはならない。

#### 第10条 定義

この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

##### ① 自動車：

道路運送車両法第2条2項に規定する自動車をいい、新車、中古車のほか並行輸入車、特種・特殊車および二輪車（ただし、道路運送車両法第2条3項に規定する原動機付自転車を除く）を含むものとする。

##### ② 落札自動車の書類：

登録名義移転または新規登録等、落札者の権利保全のための登録手続に必要な譲渡証、現登録名義人の印鑑証明書および委任状等の書類を総称する。

##### ③ 落札代金等：

落札された自動車の車両代金、当該自動車の車検の残存期間がある場合の当該年度末までの自動車税、落札自動車の取得にともなうて買主が売主に対して負担すべきその他の全ての債務、落札料および落札者が落札にともなうて主催商組に対して負担すべきその他の全ての債務を総称する。

##### ④ 自動車税等：

- a. 自動車税とは地方税法第145条以下に規定された自動車税のほか、同一年度内に

#### 第6条 出品自動車に関する用語

この規程においては、規約で用いられた用語はそのままの意義で用い、それ以外の次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

##### ① 改造車：

別表Ⅰに掲げる事項のいずれかに変更が加えられたもの、その他これに類する自動車をいう。

##### 別表Ⅰ「改造車」（運営規程第6条①号）

次のa～iのいずれかに変更を加えた自動車をいう。

- a. 車台番号
- b. 原動機の型式（エンジンの積み替え）
- c. 排気量（ボアアップ）
- d. 定員（シート数の変更）
- e. 重量（バンパーの取り替え、その他）
- f. 長さ（ロングノーズ、その他）
- g. 幅（オーバーフェンダー等）
- h. 高さ（車高落し、車高上げ）
- i. その他所轄官庁の許可する改造

##### ② 修復歴車：

過去に交通事故その他の災害により、車体の骨格部位を損傷し、「修正」あるいは部品「交換」により修復したもので、別表Ⅱに掲げる事項のいずれかに該当する自動車をいう。



中商連オートオークション規約

取引された場合に発生する当該年度未までの自動車税引継ぎ分相当額を総称する。

- b. 軽自動車税とは、同法第 442 条以下に規定された軽自動車税をいう。

第 11 条 データ（出品自動車情報等）の知的所有権

出品自動車に関する主催商組保有のデータ（車両状態、画像、価格等）の知的所有権は主催商組に帰属し、主催商組の許可なく落札者を含む第三者がこれを使用することができない。

中商連オートオークション運営規程

別表 II 「修復歴車」（運営規程第 6 条②号）

次の a～c のいずれかに該当するものを修復歴車とする。

- a. 下記部位の交換あるいは修正・補修したもの。

1	クロスメンバー（フロント・リア）
2	サイドメンバー（フロント・リア） [フロントはコアサポートより後ろに位置する部分のみ]
3	インサイドパネル（フロント） [コアサポートより後ろに位置する部分のみ] ダッシュパネル
4	ピラー（フロント・センター・リア）
5	ルーフ
6	センターフロアパネル フロアサイドメンバー
7	リアフロア（トランクフロア）
8	ラジエーターコアサポート

・未修復の「現状車」も同様の判定基準を適用する。

・ただし、骨格は溶接接合されている部位（部分）のみとし、ネジ止め部位（部分）は骨格としない。

- b. 交換・修正した状態が不明瞭で、修復の疑いのあるもの。

- c. 日本オートオークション協議会の修復歴判定基準により定めるもの。

③ 冠水車：

集中豪雨や洪水などにより、室内フロア以上に浸水したもの、またはその痕跡により商品価値の下落が見込まれるもの。

冠水車の判定は、日本自動車査定協会の基準を準用する。

## 第2章 オークション

### 第12条 基本的仕組み

1. JUオークションは、オークション参加登録者が出品者または応札者として参加して、競り売り（手競りまたは機械競り）によって自動車の売買をする方法で行う。
2. 出品者および落札者は、この規約または商組規約で定められた期間内に、主催商組を通じて、自動車の授受、落札自動車の書類の交付および落札代金等の決済をする。

### 第13条 取引条件等の設定

商組は、商組規約ならびに商組規約の範囲で定める商組の細則により、オークション参加登録者に対して自己が主催するJUオークションにおける取引につき、第20条から第23条と異なる条件あるいは取引限度額を設定し、もしくはこれらを変更することができる。

### 第14条 参加手続と参加制限

1. JUオークションで出品または応札をしようとするオークション参加登録者（以下、オークション参加者という）は、オークション当日主催商組の定める手続を行わなければならない。
2. 主催商組は、商組の定款等に違反する行為をし、もしくは法令違反または自動車公正競争規約に違反する行為をしたオークション参加登録者の出品および応札等を制限することができる。

### 第15条 出品

1. JUオークションに出品する自動車は、車両保安基準に適合でき、直ちに登録名義の移転または新規登録が可能な車両であるほか、

## 第2章 オークション

### 第7条 出品手続

1. 出品は、主催商組が定めた時間、場所に、出品者が出品自動車を搬入し、出品申込書を主催商組に提出して行う。

## 中商連オートオークション規約

この規約または商組規約に基づいて別に定める条件を満たすものとする。

2. 出品者は、出品に先立ち、自己の責任において出品する自動車の検査・点検を行い、その品質・性能・瑕疵について主催商組に誠実に申告しなければならない。

## 中商連オートオークション運営規程

2. 出品者は、主催商組が相当と認めないかぎり出品手続を取消すことはできない。

### 第8条 出品自動車の条件

1. 出品自動車は別表Ⅲに掲げる条件を満たすものであることを原則とする。

#### 別表Ⅲ「出品自動車の条件」(運営規程第8条1項)

出品自動車は次の条件を備えていることを原則とする。

- ①自走可能であり、バッテリー、デフ、ミッション、エンジンにトラブルのないこと。
- ②車両保安基準に適合し得るものであること。
- ③改造車の場合には、その改造について所轄官庁の改造許可済みであること。
- ④車検付き自動車の場合は、自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)が付されていること。
- ⑤規約第23条3項に定める期間内に登録名義の移転等の手続が可能なもの。
- ⑥出品者が走行距離計の改ざんを行った自動車でないこと。
- ⑦正常に使用できる附属品(スペアタイヤ、クリップレンチ、ジャッキ)が添付されていること。

2. 商組は、商組規約または商組の細則で前項以外の出品自動車の条件を定めることができる。
3. 主催商組は、前二項に定めた条件を満たさない自動車についても、相当と判断したときは出品を認めることができる。

### 第9条 出品申込書の記入

1. 出品者は、出品申込書に、第8条に定めた事項を含めて必要事項を洩れなく、かつ、正

確に記載しなくてはならない。なお、虚偽記入、誤記入、記入漏れ等があったときは、すべて出品者の責任に帰するものとする。

2. 出品者は、出品自動車の走行距離数の記入にあたっては、出品時の走行距離計に示されたキロ数を記入する。

3. 出品者は、走行距離計の交換もしくは改ざんが明白な場合には、次の各号に定めるところにより、出品申込書にそのことを記載しなければならない。

① 走行距離計を交換した自動車：

認証工場または指定工場で走行距離計が交換されたことを証する記録簿等の書面がある自動車は、走行距離記入欄に、交換時の距離数と現在の距離数を合算した距離数を記入し、メーター交換車を表す「\$」マークを付記するとともに、注意事項記入欄に「メーター交換車」の文言および交換を行った日付、交換時の走行距離数を記載する。

なお、走行距離計の交換が証明できない場合は、3項②号の「改ざん車」として取り扱うものとする。

② 走行距離計の改ざんが明白な自動車：

過去の記録簿等により走行距離計の改ざんが確認できる自動車は、走行距離記入欄に、走行距離計が示す距離数を記入し、メーター改ざん車を表す「\*」マークを付記するとともに、注意事項記入欄に「メーター改ざん車」の文言と記録簿等により判明した改ざん前の距離数を記載する。

4. 出品者は、前項各号以外で、過去の記録簿等がなく、実走行と判断できない自動車は、走行距離記入欄に、走行距離計が示す距離数を記入し、走行不明を表す「#」マークを付記するとともに、注意事項記入欄に「走行不明車」の文言を記載する。

## 第16条 商組の保管義務

1. 主催商組は、この規約および運営規程に定める範囲内で、出品された自動車および落札自動車を、善良な管理者の注意をもって保管する。
2. 主催商組に出品された自動車（落札された自動車を含む）について、自然災害（地震・台風・水害・雹害等）等の事由によって、自動車に損害が生じた場合、主催商組は損害賠償の責任を負わないものとする。

## 第17条 出品自動車の評価と検査

1. 主催商組は、自己が主催するJ Uオークションに出品された自動車について、検査員に品質評価をさせ、その結果をオークション参加者全員に公表する。
2. 主催商組は、中商連が認定した検査員により、前項の評価をするのに必要な限度で出品自動車の検査をする。
3. 前二項の検査員による評価と検査は、出品自動車の内外装の状態および事故修復歴の有無の確認等に限って行い、機関、機構等走行上の機能の状態については対象としない。
4. 1項の品質評価については、運営規程で別に基準を定める。
5. 主催商組が行う品質評価およびその結果の公表にかかわらず、出品者および落札者は、オークション売買における出品自動車の品質評価を自己の責任において行うものとし、これについて主催商組および検査員に対し一切の責任を問えないものとする（この品質評価

5. 出品申込書に虚偽記入または記入の誤りがあったときは、主催商組は、事案の内容に応じて、規約第33条2項の制裁を出品者に対して課する。

## 第10条 出品自動車の評価基準

1. 主催商組の検査員が行う出品自動車の検査
  - ・評価は別表Ⅳのとおりとする。

## 別表Ⅳ．「出品自動車の評価基準」（運営規程第10条1項～2項）

1. 点数による評価基準
  - ① 5点の評価基準：②の条件を満たしたもので、初年度登録後の経過月数が12ヵ月以内であり、走行距離は10000kmまでのもの。
  - ② 6点の評価基準：原則として次の項目を満足させるもの。
    - a. 内装、外装とも無傷同様であること。
    - b. 初年度登録後の経過月数が36ヵ月までであること。
    - c. 走行キロ数が30000kmまでであること。
    - d. 事故修理跡、損傷減価要因、改造工作がないこと。
  - ③ 6点未満の評価基準：②の条件を満たさないものについて、状態に応じて評点する。
2. 「R」マークの表示
  - 別表Ⅱに記載された修復歴のあるもの、ま

## 中商連オートオークション規約

は、オークションの参考資料を提供するものであって、主催商組が当該自動車の品質保証をするものではない。

### 第18条 成約（売買契約の成立時期）

オークションでの自動車の売買契約は、競り売りにおいて落札が決定したとき、その落札価格でその応札者と出品者との間で成立する。

### 第19条 商談

1. オークション参加者は、オークションにより落札されなかった自動車の購入を希望する場合は、主催商組の定める受付期間内に所定の手続により、商談による購入を主催商組に申し込むことができる。ただし、この申込みは撤回できない。
2. 商談による契約の成立時期は、出品者と購

## 中商連オートオークション運営規程

たはその疑いがあり、出品申込書にその記載がない出品自動車に付する。

2. 検査員は、別表IIに記載された修復歴のあるものまたはその疑いがあり、出品申込書にその旨の記載がない出品自動車については、前項の評価点は付さず、該当欄に「R」と表示する。

### 第11条 最低落札希望価格

1. 出品者は、出品自動車について、最低落札希望価格（希望価格）を指定することができる。
2. 希望価格は、出品と同時に出品申込書にその旨を記載して、または当該自動車のオークション開始までに主催商組の定める様式により、出品者が主催商組に申し出て行う。
3. 希望価格の指定がある場合でも、商組規約で定めたときは、出品者の同意がなくとも、主催商組は希望価格以下の価格で落札させることができる。

### 第12条 落札の決定

1. 手競りの場合、競り人（オークションニア）が落札をコールしたとき、落札が決定する。
2. 機械競りの場合、落札決定ランプが点灯したとき、落札が決定する。

入希望者が商談において合意に達した価格について主催商組が「商談成立」の確認をした時点とする。

3. 商談により契約が成立した場合、主催商組は出品者および購入（落札）者から第 26 条に定める手数料を徴収する。
4. 商談により契約が成立した自動車の引き渡し、代金決済、書類の交付ならびに登録名義の変更その他諸手続については、オークションにより自動車が落札された場合と同一に取り扱う。

#### 第 20 条 落札自動車の引渡しと落札者の検収義務

1. 落札者は、運営規程に定める手続をしたうえで、主催商組から落札した自動車の引渡しを受けることができる。
2. 前項にかかわらず、次のいずれかの場合、主催商組は、落札代金等を決済後に落札自動車を落札者に引き渡す旨の取り扱いをする。ただし、落札者の従前のオークションでの落札代金等の決済状況が順調である場合にはこの限りではない。
  - ① 商組規約によって取引制限されている者が落札した場合。
  - ② 落札者が中商連または他商組から出品または落札制限を受けている場合。
  - ③ 前二号のほか、落札者の落札代金の決済について当該商組が不安を抱く合理的な理由がある場合。
3. 落札者は、落札自動車の引渡しを受けた後、主催商組の定めた期間内にその検収をしなければならない。

#### 第 21 条 商組の代金立替払

1. 主催商組は、出品者が落札自動車の書類を

#### 第 13 条 落札自動車引渡しの手続

1. 落札者は、主催商組が定める期間内に所定の手続を完了したうえで、主催商組から落札自動車を引取るものとする。
2. 落札者が、主催商組の定める期間内に落札自動車を引き取らないときは、主催商組は商組規約で定める措置をとることができる。



提出することを条件に、落札者に代わって、落札代金等を出品者に対して立替払する。ただし、この立替払の期限は、商組規約で定める。

2. 前項の立替払金の返済については、落札者から主催商組に払い込まれる決済金が自動的に充当される。
3. 次のいずれかの場合、主催商組は1項の規定にかかわらず、出品者に対する落札代金の立替払をせず、落札者からの入金後に代金を支払うことができる。
  - ① 落札者が落札自動車の搬出制限を受けている場合。
  - ② 落札自動車が、オークション取引における通常の落札代金額より著しく高額と主催商組が判断した場合。
  - ③ 出品自動車の成約台数および成約金額の合計額が、当該出品者の通常の出品および成約状況に比べて不自然に大きいと主催商組が判断した場合。
  - ④ 不正な取引（サクラ行為等による落札金額の不当な吊り上げ、通謀しての架空取引等）との疑いを主催商組が抱いた場合。
  - ⑤ 商談による取引の場合。
  - ⑥ 前各号のほか、出品者への落札代金の立替払について当該商組が不安を抱く合理的な理由がある場合。

## 第22条 落札者の代金決済

1. 落札者は、落札代金等を主催商組に決済しなければならない。
2. 落札代金等の決済期間は、落札日を含む7日以内とする。
3. 落札者は、落札自動車に対するクレームの有無にかかわらず、前項の期間内に、落札代金等を主催商組に払い込んでこれを決済しな



ければならない。

4. 本条2項の期間計算には、期間中の日曜日および祝祭日を参入する。かつ、最終日がそれらの日または金融機関の休日に当たるときは、その前の営業日を最終期限とする。

#### 第23条 書類の交付

1. 出品者は、落札日を含む10日以内に、落札自動車の書類を主催商組に交付しなければならない。ただし、この書類交付期限は第21条1項の原則のもと商組規約によって、1日に限り短縮または延長することができる。
2. 主催商組は、第22条に従って落札代金等の払い込みを受けた後すみやかに、前項の書類を落札者に交付する。
3. 落札者は、主催商組から前項の書類の交付を受けたときは、その日から15日以内に、落札自動車の登録名義の移転等を完了するものとする。ただし、この移転登録等の完了期日は、商組規約によってオークション開催日の翌月末まで延長することができる。
4. 1項の期間計算には、期間中の日曜日および祝祭日を参入する。かつ、最終日が主催商組の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終期限とする。

#### 第14条 出品者の書類の提出

1. 出品者は落札自動車の書類を主催商組に提出する。
2. 前項の書類に添付される現登録名義人の印鑑証明書等は、次の条件を満たすものとする。
  - ① 委任状は、オークション開催日の翌月末までの有効期限を有するものとする。
  - ② 印鑑証明書はオークション開催日の翌月末から遡って3ヵ月以内に発行されたものとする。
3. 前項の印鑑証明書等の有効期限および発行日の期限について、商組規約で別の定めをすることができる。

#### 第15条 落札者への書類の送付

規約第23条に基づく主催商組の落札者への書類送付は、中商連または主催商組に登録されている落札者の住所宛に発送すれば足りるものとする。

#### 第16条 登録名義の変更

1. 落札者は、落札自動車について登録名義の変更等がされたときは、すみやかにその登録

証の写を主催商組に送付する。

2. 規約第 23 条 2 項によって落札者に交付された印鑑証明書等の期限がその後に経過した場合、落札者は、主催商組を介して事態の解決を図るように努めるものとする。ただし、落札自動車の登録書類の差し替えに必要な費用については、落札者が負担する。

#### 第 17 条 流札自動車の引取り

1. 出品者は、商組の定める期間内に、オークションで落札されなかった出品自動車（流札自動車）を自己の費用で引き取るものとする。
2. 出品者は、前項の自動車引取りの際、主催商組の定める手続を完了しなければならない。
3. 主催商組は出品者が、1 項の期間を過ぎても流札自動車を引き取らない場合、商組規約で定める対応を行うものとする。

#### 第 18 条 主催商組の義務の免除

1. 主催商組は第 13 条 1 項または第 17 条 1 項の時間経過後にオークション場に残された自動車の保管および引渡しの義務を負わない。
2. 主催商組は、第 15 条に従って書類を発送したときは、以後、書類保管および引渡し義務を免れる。

#### 第 24 条 落札自動車の所有権

1. 落札自動車の所有権は、落札者が落札代金等を主催商組に払い込んだとき、出品者から落札者に移転する。
2. 落札者が第 22 条 2 項の期間内に落札代金等を主催商組に払い込まなかったときは、第 21 条 1 項の立替払をした主催商組は、落札者に通知して落札自動車の所有権を取得する

ことができる。ただし、この通知は発信のみで効力を生じる。この場合、落札者は、主催商組が落札自動車を他に処分するまでの間、落札代金等を主催商組に払い込んで落札自動車の所有権を主催商組から取得することができる。

#### 第 25 条 落札自動車の自動車税等

1. 落札された自動車の自動車税は、当該オークションが開催された月の分までは出品者の、翌月以降の分は落札者の、それぞれ負担とする。
2. 落札された自動車が軽自動車の場合、オークション開催年度内の軽自動車税を出品者の負担とする。ただし、年度末に開催するオークションでの翌年度の軽自動車税の負担の取扱については主催商組で定めるところによる。
3. 第 24 条 2 項の規定によって主催商組が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札者は、その自動車を主催商組に引き渡すまでは、なお前項による自動車税を負担する。

#### 第 26 条 手数料

1. 出品者は、出品料を主催商組に支払う。
2. 出品者は、出品自動車の成約があった場合、成約料を主催商組に支払う。
3. 落札者は、落札料を主催商組に支払う。
4. 前三項の手数料は理由のいかんにかかわらず返還されない。
5. 出品料、成約料および落札料の額は商組規約または商組の細則で定める。
6. 主催商組は、商組規約により、手数料について別の定めをすることができる。

#### 第 19 条 手数料の決定と改定

1. 出品料、成約料および落札料の額は、各主催商組が定める。
2. 各主催商組は、経済事情の変動、その他一切の事情を考慮して、出品料、成約料および落札料を適宜改定することができる。

### 第3章 クレーム処理

#### 第27条 クレーム申立

1. 出品申込書の虚偽記入、誤記入、記入洩れ等、落札自動車の実態と出品にあたって出品者が行った申告に相違があった場合、落札者は、運営規程で定めるところに従って、主催商組に対しクレームの申立をすることができる。
2. 前項のクレーム申立ができる期間は、クレーム事項の種類ごとに運営規程で定める。
3. クレーム申立は、第24条によって落札自動車の所有権がだれに帰属していても、落札者が出品者を相手としてなされるものとする。

### 第3章 クレーム処理

#### 第20条 クレーム申立期間

1. クレーム申立期間は別表Vのとおりとする。
2. 商組は、商組規約で別表V. 1. ⑤号に定めるクレーム申立について、クレーム事項の種類ごとに、別に申立期間を定めてクレーム申立を受け付けることができる。
3. 別表Vのクレーム申立期間の期間計算には落札日当日を参入する。また、期間中の日曜日および祝祭日も期間計算に含まれるものとする。なお、クレーム申立期間内に祝祭日が続く、または年末年始、盆休み等商組の休日が続く場合には、商組は例外的にクレームの種類を定めて申立期日を設定することができる。

別表V. クレーム申立期間  
(運営規程第20条1項～2項)

#### 1. 期間の定めがある申立

	クレーム項目	申立期間
①	内装または外装についてのクレーム および商談により落札した自動車についてのクレーム	原則としてクレームを受け付けない。 ただし、出品申込書の記載事項と相違している場合等主催商組が相当と認めたときは、運営規程第20条2項の規定を準用する。
②	車検証の記載事項と出品申込書の記載事項が異なる場合のクレーム	主催商組より書類を発送後7日間
③	走行距離計の改ざんが判明したことを理由とするクレーム	オークション当日から6ヵ月間 ただし、車検証、整備記録簿等商組から送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1ヵ月以内

④	『冠水車』または車両保安基準に適合し得ない自動車（接合車）であることを理由とするクレーム	オークション当日から3ヵ月間
⑤	①～④号以外の事由によるクレーム	オークション当日から5日間

2. 期間の定めがない申立

①	盗難車であることを理由とするクレーム
②	出品者による走行距離計の改ざんを理由とするクレーム
③	「\$」（交換）、「*」（改ざん）マークが付された自動車について、第9条3項各号に規定する出品申込書記載事項に虚偽を記入したことを理由とするクレーム
④	所有権移転に法的問題があることを理由とするクレーム

第28条 クレーム裁定

1. クレーム申立があったときは、主催商組が裁定する。
2. 前項の裁定の種類は次のとおりとし、裁定の基準等は運営規程で定める。
  - ① 申立却下。
  - ② 売買契約の解約。
  - ③ 落札代金の減額。
  - ④ その他の処置（①から③との併用も可とする）。
3. 主催商組は、商組規約により、運営規程に反しない範囲で前項とは別の裁定の種類およ

第21条 クレーム申立の方式

クレーム申立は、申立人が主催商組に口頭で、または書面を提出して行う。ただし、主催商組は申立人に申立理由を説明する書面の提出および落札自動車の提示を命じることができる。

第22条 クレームに対する裁定

1. 第21条のクレーム申立を受けた主催商組は、クレーム事由が事実であった事が判明した場合、クレームは理由あるものとして、出品者に規約第28条2項に定める処置を命じる裁定を下し、落札者は主催商組の裁定に従うものとする。
2. 前項の裁定の内容は、おおむね別表VIの基準で下されるものとする。
3. 主催商組は、走行メーターの改ざんを理由とする落札者からのクレーム申立があり、改ざんの実績があると判定したときは、申立期

び裁定の基準を定めることができる。

間を経過していて申立が受領しない場合、もしくはクレーム申立を却下する場合でも、改ざん者の特定ならびにその者に対する損害賠償の請求について、落札者に協力するものとする。

別表Ⅵ. クレーム裁定の基準（運営規程第22条2項）

1. 申立却下：

- ①クレーム事由が存在しないとき。
- ②当該申立時にはクレーム申立期間が経過しているとき。

2. 売買契約の解約：

次のa～dのいずれかの事由があるか、その疑いが強いにもかかわらず、その旨が出品申込書の所定欄に明記されていない場合。

- a. 第20条別表Ⅴの1項③号および2項各号のクレーム事由が事実であった事が判明した場合。
- b. 出品申込書に記載された年式、型式等の重要な事項と車検証の表示との不一致。
- c. 「冠水車」、「改造車」または「修復歴車」であること。
- d. その他、出品自動車の品質状態を故意に偽って出品申込書に表示した場合。

3. 落札代金の減額：

次のa～eのいずれかの事由があることにより、修理費用を要するか、当該自動車の価格が落札代金を下回ると認められる場合、その修理費用相当額または価値下落額を落札代金額から減額する。

- a. 出品申込書に記載されていない内装・外装のクレーム。ただし、主催商組が相当と認めたとときに限る。
- b. 2項b号以外の部分で出品申込書の記載内容が車検証の表示と一致しない場合。
- c. 機関、機構の状態が出品申込書の記載と相違する場合。
- d. 装備品が出品申込書の記載と相違する場合。
- e. その他、出品自動車の品質状態が出品申込書の表示と相違する場合。

4. その他の処置：

- ① 2項の売買契約の解約の裁定をする場合、あわせて、次の費用の全部または一部を落札者に支払うよう、出品者に命じることができる。
  - a. 落札自動車の陸送費用。
  - b. 車両状態確認のために要した費用。
  - c. 加修に要した費用のうち社会通念上当然と思われる範囲の金額で商組が認めたもの。
  - d. 落札者が支払った落札料。
- ② 2項、3項、4項の裁定をする場合、さらにあわせて、落札者に対する謝罪の意思を表示させるのに相当と思われる金額の支払いを命じることができる。
- ③ 盗難車等の理由で第三者から落札自動車を回収され、もしくはその使用・処分が制約されたときは、落札者の正当な損害の全額を賠償するよう、出品者に命じることができる。

#### 第29条 同意によるクレーム裁定

主催商組は、出品者落札者双方の意見が一致するときは、第28条2項各号とは別の、ペナルティー支払い命令によるキャンセルの容認等その他の裁定をすることができる。

#### 第30条 クレーム裁定の尊重

1. JUオークションでのクレームについては、オークション参加者は、第28条に定めたクレーム裁定以前に、訴訟提起、中商連への異議申立をし得ないものとする。
2. クレーム当事者は、第28条によるクレーム裁定が著しく不合理なものである場合を除き、当該クレーム事項に関して、訴訟提起、中商連への異議申立をし得ないものとする。

## 第4章 立替払い金の清算

### 第31条 立替払い金の請求

落札者が第22条2項の期間内に、落札代金等の決済をしない場合、主催商組は第21条1項の立替払金をただちに落札者に請求する。ただし、主催商組は、決済遅延を理由として、別に第33条2項⑤号の制裁金を落札者に課すことができる。

### 第32条 落札自動車の処分と清算

1. 主催商組は、第24条2項によって所有権を取得した自動車を落札者から取り戻し、これを他に処分してその代金を第21条1項の立替払金および第33条2項⑤号の制裁金に充てることができる。
2. 前項の充当によっても不足が生じたときは、主催商組は、残額を落札者に請求することができる。
3. 落札者は、1項の処分代金が第21条1項の立替払金および第33条2項⑤号の制裁金の合計額を上回る場合でも、主催商組に差額の清算を請求することはできない。



## 第5章 制裁

## 第33条 制裁の裁定

1. 主催商組は、この規約、運営規程、商組規約または商組の定める細則に違反したオークション参加者に対し、第28条のクレーム裁定とは別に、制裁を課することができる。
2. 制裁の種類は次のとおりとする。
  - ① 始末書の提出。
  - ② 戒告。
  - ③ 期間または回数を定めての参加停止。
  - ④ 無期限の参加禁止。
  - ⑤ 制裁金の支払。
  - ⑥ メンバー登録および特別参加者の登録の抹消。
3. 制裁裁定の基準および手続については、運営規程、商組規約および商組の定める細則で別に定める。

## 第4章 制裁

## 第23条 手続

1. 主催商組は、オークション参加者に規約、運営規程、商組規約または商組細則に違反する行為があった疑いを持ったときは、その者に制裁を課すかどうかをいつでも審議することができる。
2. 主催商組は、前項の審議に際し、当該オークション参加者に口頭または書面による釈明の機会を与えなくてはならない。ただし、その者が釈明の機会を放棄したときはこの限りではない。

## 第24条 制裁の裁定

1. 主催商組は、オークション参加者に規約、運営規程、商組規約または商組細則に違反する行為があったと認めたときは、その者に規約第33条2項に定める制裁を課する。
2. 前項の裁定の内容は、おおむね別表Ⅶの基準によるものとする。

## 別表Ⅶ. 制裁裁定の基準(運営規程第24条2項)

1. 始末書の提出：軽微なルール違反者に対して課する。
2. 戒告：故意に出品申込書に事実と異なる記載（ただし、3項および4項の場合を除く）をした者等に対して課する。
3. 期間または回数を定めての参加停止：次のa～gのいずれかに該当する者に課する。
  - a. 規約第23条1項の期間内に同条項の書類を主催商組に提出しない出品者。
  - b. 規約第22条2項の期間内に落札代金を決済しない落札者。
  - c. 走行距離計の走行距離数が実際の走行距離数と異なっている疑いがあったにもかかわらず、第9条4項どおりの記入をしなかった者。
  - d. メンバーカード及び特別参加者カードを

- 他者に貸与して使用させた者。
- e. オークション会場内での暴言および暴力行為等によりオークションの円滑な運営を妨げた者。
  - f. 中商連に届けられている落札代金等の延滞者、および過去に延滞行為を繰り返し行った者。
  - g. 過去に1項または2項の制裁を2回以上課されているのに同種違反を繰り返す者。
4. 無期限の参加停止：次のa～dのいずれかに該当する者に課する。
- a. 出品者が自ら走行距離計を改ざん（走行距離計の交換を含む）したにもかかわらず、もしくは改ざんの事実が明白であったにもかかわらず、第9条3項各号に規定されたとおりの記入をしなかった者。
  - b. オークション会場内で、主催商組またはオークション参加者を誹謗した者および暴力行為によりオークション参加者等を傷付けまたは会場内の設備等を破損させ、主催商組の信用を著しく損なう行為をした者。
  - c. 中商連に届けられている落札代金等の延滞者、および過去に延滞行為を繰り返し行った者。
  - d. 過去に3項の制裁を1回以上受けているのに同種違反を繰り返す者。
5. メンバー登録の抹消および特別参加者としての登録の抹消：次のa、b、cのいずれかに該当する者に課する。
- a. 4項の違反を繰り返した者。
  - b. JUオークションの信用を著しく損なう行為をした者。
  - c. 自社で走行距離の改ざんを行った者。
6. 制裁金：
- 1項から5項までの事由を犯した者に対して、単独で、または各項の制裁と併せて課する。ただし、商組は、制裁金の額の基準をあらかじめ定めておくことができる。

#### 第34条 制裁裁定の尊重

オークション参加者は、オークション主催商組が行う制裁裁定が著しく不合理なものである場合を除き、当該制裁裁定に関して訴訟提起、中商連への異議申立をし得ないものとする。

第 25 条 制裁の公表

1. 主催商組は、規約第 33 条 2 項③号から⑥号のいずれかの制裁を課したときは、制裁を受けたオークション参加者名と制裁の事由を中商連に遅滞なく通知する。
2. 中商連は、前項の通知を受けたときは制裁を課されたオークション参加者名と制裁の事由を適当な方法で商組およびオークション参加者に公表することができる。

## 第6章 登録抹消の申告

### 第35条 商組による登録抹消の申告

商組は、メンバーおよび特別参加者について次の事由の一つが生じたときは、中商連に対してその者の登録抹消の申告をするものとする。

- ① メンバーが所属商組また所属協会を脱退し、もしくは除名されたとき。
- ② 特別参加者が参加を承認した商組に対し参加資格を返還し、商組が登録抹消したとき。
- ③ メンバーおよび特別参加者が倒産したとき。
- ④ JUオークションの運営を著しく妨げる行為をしたとき。

## 第7章 雑 則

## 第36条 情報の交換

1. 主催商組は、相場情報その他、JUオークションの円滑な実施に有益な情報ならびに主催オークションで発生した支払遅延事故、落札自動車の書類不交付事故その他、JUオークションの円滑な実施の妨げとなる事項についての情報（関係者の氏名等を含む）を中商連および他商組にすみやかに提供する。
2. 中商連は、機関紙・誌への掲載、個別の通信その他の方法により、JUオークションの円滑な実施に必要な情報を各商組にすみやかに提供するものとする。

## 第37条 規程の制定

中商連の理事長は、中商連の流通委員会の答申に基づき、この規約の実施のための運営規程を定めることができる。

1. 落札者の倒産等により、第22条の落札代金の決済が履行されず決済事故となった場合、あるいは、落札自動車の書類不交付事故により損害が発生した場合等にオークション主催商組の損害金に充当するため、オークション共済規程を制定する。
2. 第17条2項の検査員の認定のため、オークション検査員規程を制定する。
3. 第16条の善良な管理者としての義務を果たすため、オークション保険の制度を含んだオークション分担金運営規程を制定する。

## 第38条 経過規程

1. 中商連の地区連絡協議会（ブロック）および商組支部が開催するオークションにおいては、その協議会および支部をこの規約上の商組と見なす。

## 第5章 雑 則

## 中商連オートオークション規約

- この規約においては、中商連の地区連絡協議会が定めるブロック規約をその地区の商組の定める商組規約と見なす。

### 第39条 改正

この規約を改正するには、中商連の流通委員会の答申に基づき、中商連の総会で可決されることを要する。

### 第40条 附則

この規約は、平成2年10月1日から施行する。

#### 附則（平成5年5月27日改正）

- 第20条（落札自動車の引渡しと落札者の検収義務）の変更規定は、平成5年6月1日より実施する。

#### 附則（平成8年5月30日改正）

- 第4条（参加資格等）、第37条（規程の制定）の変更規定は平成8年6月1日より実施する。

#### 附則（平成11年5月27日改正）

- 第20条（落札自動車の引渡しと落札者の検収義務）の変更規定は、平成11年4月1日より実施する。

#### 附則（平成17年5月26日改正）

- 第9条（個人情報等の保護）、第3条（オークション運営会社への適用）の規定および第16条（商組の保管義務）の変更規定は、平成17年6月1日より実施する。

#### 附則（平成18年5月25日改正）

- 第19条「商談」、第21条3項「商組の代金立替払」および第13条「取引条件等の設定」

## 中商連オートオークション運営規程

### 第26条 改正

この運営規程の改正は、中商連の流通委員会の答申に基づき、中商連の理事長が行う。

### 第27条 施行

この運営規程は平成2年10月1日から施行する。

#### 附則（平成7年1月26日改正）

- 第20条（クレーム申立期間、別表V）の変更規定は、平成7年6月1日より実施する。

#### 附則（平成8年5月30日改正）

- 第6条（出品自動車に関する用語②号別表II「修復歴車」、第4条（メンバーカード）の変更規定は、平成8年6月1日より実施する。

#### 附則（平成13年6月改正）

- 第9条2項～5項（出品申込書の記入）、第20条1項（別表Vクレーム申立期間）、第22条2項（別表VIクレームに対する裁定基準）、第24条2項（別表VII制裁裁定の基準）の変更規定は、平成13年6月1日より実施する。

#### 附則（平成17年1月27日改正）

- 第9条3項、4項（出品申込書の記入）、第20条1項（別表Vクレーム申立期間）、第24条2項（別表VII制裁裁定の基準）の変更規定は、平成17年4月1日より実施する。

#### 附則（平成18年1月26日改正）

## 中商連オートオークション規約

の規定は、平成 18 年 2 月 1 日より実施する。

2. 第 10 条④号「定義（自動車税等）」の変更規定は、平成 18 年 4 月 1 日より実施する。

附 則（平成 20 年 5 月 29 日全面改正）

1. 平成 21 年 1 月 1 日より実施する。

附 則（平成 23 年 6 月 2 日改正）

1. 第 2 条 3 項「この規約の効力」、第 22 条 2 項、4 項「落札者の代金決済」、第 23 条 1 項、4 項「書類の交付」および第 31 条「立替払い金の請求」の変更規定は、平成 24 年 1 月 1 日より実施する。

## 中商連オートオークション運営規程

1. 第 20 条「クレーム申立期間」1 項別表 V の規定は、平成 18 年 2 月 1 日より実施する。

附 則（平成 20 年 5 月 29 日全面改正）

1. 平成 21 年 1 月 1 日より実施する。

附 則（平成 24 年 1 月 26 日改正）

1. 第 20 条「クレーム申立期間」1 項別表 V の変更規定は、平成 24 年 4 月 1 日より実施する。

# 中商連オートオークション 統一ルール

(クレーム・ペナルティーに関する統一ルール)



# 第1章 総則

## 1. 制定の目的

この統一ルールは、各県商工組合が運営するJ Uオークションにおいて、クレーム、ペナルティーの具体的運営事項を定めることにより、参加者への信用と利便性を向上させることを目的とします。

## 2. この統一ルールの効力

この統一ルールは、中商連オートオークション運営規程の一部として定め、主催商組は、これを遵守し、公平な運営を行うものとします。

なお、この統一ルールと商組規約が抵触した場合は、この統一ルールが優先します。

## 第2章 出品

### 1. 出品店の申告義務

出品店は、出品申込書の記入にあたり、必要事項を洩れなく、かつ、正確に記入しなくてはなりません。

なお、虚偽記入、誤記入、記入洩れ等があった場合は、すべて出品店の責任となります。

### 2. 出品店注意事項

出品店は、以下の事項に注意を払い、出品申込書の記入を行ってください。

- ①. 出品店は、不具合箇所・欠品等について記入する必要がある、紛らわしい記載の場合、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。

特にエンジン、ミッション等の重要箇所の不具合は誠実な申告を行ってください。

- ②. 車検付の車両を出品する場合は、出品申込書に車検年月、登録番号を記入する必要があります。

出品車両は、ナンバープレートが装着されていることが出品の前提となりますので、名義変更申請中車両（登録車）は法令順守の関係から出品できません。

- ③. 出品申込書の出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）は、車両の不具合（不良）内容を、不良箇所、状況とも具体的に記入するためのものです。また、標準装備品の欠品、社外品装着がある場合もその内容を記入してください。

記入洩れ、又は、紛らわしい記入内容であると主催商組が判断した場合はクレームとなることがあります。

- ④. 出品申込書のセールスポイント欄は、出品車両のアピールポイント（純正・社外品を問わず装備品、ワンオーナー、禁煙車等）を記入するためのものです。なお、セールスポイントに記入できる装備品は、正常に作動することが前提となります。

セールスポイントに記入した装備品が不良の場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとなります。

また、セールスポイント欄外に記載の場合であっても、瑕疵内容以外の記載と判断できるものは、主催商組の判断により、セールスポイントと同等の扱いとすることがあります。

- ⑤. 出品車両の乗車定員は、出品申込書に記入する必要があります。

バンの1列シート、ワゴン車の2列シートの乗車定員が未記入の場合等には、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。

- ⑥. 輸入車を出品する際は、ディーラー車・並行車、モデル年式、登録年月を記入する必要があります。

なお、未記入の場合は、不明として取り扱います。

- ⑦. 出品申込書の色記入欄は、車体色と色コード（カラー番号）の双方を記入する必要があり、車体色と色コード（カラー番号）が異なっている場合は、色コードが優先となります。

- ⑧. 社外品は、出品申込書の出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に記入する必要があります。なお、社外品が多数ある場合は、社外品多数と記入してください。

未記入の場合は、主催商組の判断によりクレームとなることがあります。

- ⑨. 出品申込書の装備品記入欄は、純正（メーカー・ディーラー）装備品のみ記入することができます。

社外品であるにも関わらず装備品に○印を付した場合はクレームとなります。

なお、純正品が提出できない場合は値引き処理とします。

- ⑩. ナビ・テレビ・オーディオ・エアコン等のリモコン、ナビCD、リモコンキー等の付属部品は、書類と共に主催商組へ提出するものとします。

出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。この場合、部品代が2万円未満であっても現品支給または値引き処理とします。

なお、出品店は、主催商組が付属部品を依頼してから7日以内に対応しなければなりません。

- ⑪. 出品申込書の後日品欄は、書類と共に後日送付するものを記入してください。

なお、後日品欄に記載がない場合でもセールスポイント欄や装備品欄に記入した装備品に関連する付属品等で、その動作に必要で重要な付属品であると主催商組が判断した場合はクレームになることがあります。

- ⑫. エアバック装着車両（標準・オプション問わず）において、使用済・不良・欠品等の場合は、「エアバック修理要」、「エアバック欠品」、「エアバックランプ点灯」と記入する必要があり、記入のない場合はクレームとなります。

なお、故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、クレーム裁定とは別に制裁を科すことがあります。

- ⑬. 特殊・特装車両等の出品は、特殊、特装部品が正常に作動することを前提とし、正常に作動しない場合は、ノークレームに該当する車両でもクレームになることがあります。また、車両本体と特殊・特装部品の年式に2年以上の隔たりがある場合は、申告する必要があり、申告がない場合はクレームとなります。

クレーン車やタンクローリー車等を出品する際は、特殊、特装部品の検査証・証明書等の必要書類の有無を記入して下さい。

- ⑭. ワンオーナーとは、新車登録使用者名義である場合を意味しますが、書類の関係上新車登録使用者名義からディーラーまたは専門店に名義変更したものを含めてワンオーナーとみなします。

- ⑮. 保証書とは、新車登録時の販売店名が記載された保証継承ページがあるもの、かつ、保証継承が可能な状態であるものとします。

ただし、メーカー保証期間が経過した車両は、保証継承ページが削除してある場合であっても、同冊子の記録簿等により当該車両のものと確認できる場合に限り保証書とみなします。

保証書は、書類と共に主催商組に提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。

- ⑯. 記録簿とは、最終使用者名義にて直近の法定点検（車検または12ヵ月点検）を行っているものとします。ただし、新車登録後12ヵ月未満の車両については、認証工場または指定工場による点検を1度でも受けた記録（日付、走行距離数等）があるものは記録簿とみなします。

なお、法定点検の記録が、ユーザー車検のみの場合は、記録簿とみなしません。

記録簿は、書類と共に主催商組に提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります。

- ⑰. 落札店からのクレーム申立に対し、部品支給で対応する場合は、原則として主催商組を経由す

ることとしますが、出品店、落札店双方の合意があれば出品店から落札店へ直接送付することができます。この場合の送料は出品店負担となります。

また、出品店が主催商組に部品を持ち込んだ場合は、落札店への送付にかかる費用実費を出品店に請求します。

なお、出品店は部品対応することを主催商組に申し出してから、7日以内に対応しなくてはなりません。

### 3. 走行距離記入における注意点

出品店は、出品車両の走行距離数の記入にあたり、出品時の走行距離計に示された距離数値を記入し、走行距離計の交換もしくは改ざんが明白な場合には、以下にしたがって、出品申込書にそのことを記載しなければなりません。

#### ①. 走行距離計を交換した車両「\$」

認証工場または指定工場で走行距離計が交換されたことを証する記録簿等の書面がある車両は、走行距離記入欄に、交換時の距離数と現在の距離数を合算した距離数値を記入し、メーター交換車を表す「\$」マークを付記するとともに、出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に「メーター交換車」の文言および交換を行った日付、交換時の走行距離数を記載します。なお、走行距離計の交換が証明できない場合は「改ざん車」として取り扱うものとします。

#### ②. 走行距離計の改ざんが明白な車両「\*」

過去の記録簿等により走行距離計の改ざんが確認できる車両は、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記入し、メーター改ざん車を表す「\*」マークを付記するとともに、出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に「メーター改ざん車」の文言と記録簿等により判明した改ざん前の距離数を記載します。

#### ③. 前各号以外で過去の記録簿等がなく実走行と判断できない車両「#」

走行距離記入欄に、走行距離計が示す距離数値を記入し、走行不明を表す「#」マークを付記するとともに、出品店申告欄（不良内容・欠品・注意事項等記載欄）に「走行不明車」の文言を記載します。

#### ④. タコグラフ装着車

車両総重量8トン未満のトラック、最大積載量5トン未満のトラック等、法律でタコグラフ装着が義務付けられていない車両で、積算距離計とタコグラフが一体式で装着されている車両は、タコグラフを新車時に取り付けたものとみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

ただし、タコグラフを途中交換している場合は、客観的に判断できる交換記録を必要とし、記録がある場合はメーター交換車、記録がない場合は、メーター改ざん車として記載します。

#### ⑤. セットアップ交換車

ディーラーによるセットアップ交換車両は実走行とみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

## 第3章 落札

### 1. 落札店注意事項

- ①. 現車オークションにおいては、下見による現車確認が基本となりますので十分下見をした上でセリに参加してください。なお、外部からの応札の場合は、主催商組で下見代行を行っている場合があります。
- ②. 落札車両と出品申込書の内容に相違がないか十分に確認してください。車両と出品申込書の内容に相違があった場合は、主催商組にクレームの申立をすることができます。
- ③. 出品リスト（出品一覧表）と出品申込書の記載内容に相違がある場合は、出品申込書の記載内容を優先します。
- ④. クレーム申立にかかる費用（ディーラー見積り費用）は、落札店の負担となります。
- ⑤. 出品車両の内・外装補助評価（A・B・C・D・E）並びに事故補助評価（大・中・小）は参考補助評価であり、万一違いが生じたとしてもノークレームとします。

## 第4章 クレーム

### 1. クレーム解決に向けて

クレームが発生した場合、主催商組は、中立、公正な立場でクレームの裁定を行い、クレーム当事者は、主催商組の裁定に従うものとします。

出品店、落札店は、理解、協調の姿勢をもって、円満に解決することに努めるものとします。

### 2. クレーム申立方法

①. 落札店がクレーム申立をする場合、必ず主催商組を通して申立をしてください。理由の如何を問わず、主催商組の許可なしに出品店もしくは前名義人等に直接連絡したことが判明した場合はペナルティー3万円を科します。

②. クレームの申立は、原則として落札車両1台に対して1回の申立とします。

ただし、搬出前のみ受付されるクレームや後日送付する書類等によって判明するクレーム等、主催商組が認めた場合は、複数回の申立も可とします。

### 3. クレーム申立期間

#### (1) 基本となるクレーム申立期間

原則としてオークション開催日を含めて5日以内としますが、クレーム事項の種類ごとに別の申立期間を定めます。

なお、主催商組が定める遠隔地落札店については、主催商組の定める期日の延長をする場合があります。

#### (2) 具体的クレーム事項の申立期間

クレーム事項の種類ごとに別表の申立期間を定めます。

なお、別表に記載のないものは、商組規約に従うものとします。

### 4. 用語の定義

別表で用いる用語の定義は、以下のとおりとします。

#### ①低価格車

落札価格20万円未満の車両（登録車・軽自動車）。なお、落札価格に手数料は含まれません。

#### ②搬出前

搬出前までのクレーム受付の最終期限は、オークション開催日を含む4日以内（最終日は主催商組営業時間内）とします。

ただし、期日の最終日が日曜日または主催商組の休業日にあたる場合は、主催商組により翌営業日になることがあります。

## 5. クレーム裁定

クレームでキャンセルとなった場合は、成約料、落札料および落札店でかかった諸費用は出品店負担となります。

ただし、販売できなかったことによる落札店の逸失利益は含まれません。

## 6. クレーム免責事項

以下に該当する事項は、原則としてクレームを受付けません。

①. クレーム事由がメーカー保証で対応できる場合はノークレームとします。

ただし、その際にかかる保証継承代として1万円を出品店へ請求します。

②. 落札車両が初年度登録より10年または走行距離が10万kmを経過している車両、並行輸入車、災害車は、原則としてノークレームとします。

ただし、エンジン、ミッション等の重大箇所、並びに重要装備品の不具合、欠品等、または虚偽申告、誤記入、記入洩れ等、主催商組が重大であると判断した場合クレームとします。

③. クレームの対象となる部品代が2万円未満の場合はノークレームとします。

なお、部品代に工賃は含まれません。

ただし、セールスポイントに記載されている内容のものは、部品代が2万円未満であってもクレームの対象となります。

④. オークションで落札後、他のオークションに転売（他のオークションに転売とは、他オークションにおいて成約したものを指します。）した場合はノークレームとします。

ただし、走行距離問題車・冠水車・接合車・盗難車はクレームの対象とします。

⑤. 出品申込書に記載された修復歴の内容以外に修復部位が判明した場合であってもノークレームとします。

⑥. 出品申込書に、「エンジン・ミッション異音」の記載がある場合においては、エンジン・ミッションに関する不具合は一切ノークレームとします。

なお、エンジンオーバーホールを要すものも含みます。

⑦. 落札店が、主催商組に対してクレーム申立を行った日より、その後7日間経過時点で再度連絡がない場合はノークレームとします。

⑧. 別表においてノークレームと定めた事項の場合。

⑨. その他主催商組が申立却下と判断した事項の場合。

## 7. クレームと制裁

主催商組は、参加者の悪質なルール違反に対し、この統一ルールで定められたクレーム裁定とは別に、中商連オートオークション規約に基づき制裁を科すことがあります。

## 第5条 雑則

### 1. 統一ルールの改正

この統一ルールに改正が必要な場合は、中商連流通委員会、検査委員会の答申に基づき、中商連理事長が行うものとします。

### 2. 附 則

この統一ルールは、平成24年4月1日から施行します。



別表Ⅰ 出品申込書記載相違事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
1	年式(輸入車モデル年式含む)	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費
2	初年度登録月	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	〈6ヵ月以上の相違〉 キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 値引時:1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円(上限は6ヵ月) 〈6ヵ月未満の相違〉 キャンセル時:ノーペナキャンセル 値引時:1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円
3	車名	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	主催商組の裁定による
4	グレード・2WD/4WD相違(パッケージオプション含む)	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 出品店申告より上位グレードの場合は、ノーペナキャンセルのみ受付する。
5	ディーラー・並行相違	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
6	型式・排気量	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
7	ドア・形状	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
8	定員・積載	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
9	車歴	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	レンタ・営業・身障者仕様・その他改造等
10	車検	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	〈6ヵ月以上の相違〉 キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 値引時:1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円(上限は6ヵ月) 〈6ヵ月未満の相違〉 キャンセル時:ノーペナキャンセル 値引時:1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円 〈車検付申告が抹消であった場合〉 キャンセル時:ペナルティー2万円(低価格車は1万円)+諸経費 値引時:個別対応
11	走行距離相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費
12	車体色相違	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	車体色と色コード(カラー番号)が異なる場合は、色コードを優先とする。
13	色替え	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。
14	シフト相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	フロア⇔コラム、AT⇔MT、5速⇔4速等
15	冷房・装備品の有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
16	燃料相違	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ガソリン⇔ディーゼル等
17	セールスポイントの不良・有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	セールスポイントに記載された装備品が不良、または、無かった場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとする。
18	装備品(純正品)の有無	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
19	保証書の有無	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	〈メーカー規定保証期間内の車両〉 キャンセル時:ペナルティー2万円+諸経費 値引き時:5万円 〈メーカー規定保証期間を経過している車両〉 キャンセル時:ノーペナキャンセル+諸経費 値引時:2万円(低価格車は1万円)
20	諸元相違(長さ・幅・高さ)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合はクレームとする。

## 別表Ⅱ 重大クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間（現車落札・ネット落札ともに適用）					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
1	修復歴車	当日含む 5日		当日含む 5日	当日含む 5日	当日含む 5日	必要により現車確認とし、落札金額10万円未満はノークレームとする。 なお、落札金額10万円未満であっても主催商組が重大と判断した場合はクレームとする。
2	再検査による評価点「1.5点」以上の差	当日含む 5日		ノークレーム	当日含む 5日	当日含む 5日	
3	粗悪車	当日含む 5日	当日含む 5日	当日含む 5日	当日含む 5日	当日含む 5日	通常走行に著しい支障のある場合や、事故等によるフレーム・ピラー等の重要部位の損傷箇所の修復現状に問題があり、主催商組による現車確認の結果、相当と判断したもの。
4	メーター改ざん・交換・1回転申告漏れ	当日含む 6カ月 または 書類発送後 1カ月 (※)	当日含む 6カ月 または 書類発送後 1カ月 (※)	当日含む 6カ月 または 書類発送後 1カ月 (※)	当日含む 6カ月 または 書類発送後 1カ月 (※)	当日含む 6カ月 または 書類発送後 1カ月 (※)	キャンセル時：ペナルティー（出品店関与10万円・不関与5万円）+諸経費 出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を科すことがある。 ※車検証、整備記録簿（認定・指定工場によるもの）等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1カ月以内とする。
5	タコグラフ交換	当日含む 6カ月 または 書類発送後 1カ月 (※)	当日含む 6カ月 または 書類発送後 1カ月 (※)	当日含む 6カ月 または 書類発送後 1カ月 (※)	当日含む 6カ月 または 書類発送後 1カ月 (※)	当日含む 6カ月 または 書類発送後 1カ月 (※)	キャンセル時：ペナルティー5万円+諸経費 ※車検証、整備記録簿（認定・指定工場によるもの）等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1カ月以内とする。
6	走行不明「#」の申告で、メーター改ざんが立証された場合	当日含む 6カ月 または 書類発送後 1カ月 (※)	当日含む 6カ月 または 書類発送後 1カ月 (※)	当日含む 6カ月 または 書類発送後 1カ月 (※)	当日含む 6カ月 または 書類発送後 1カ月 (※)	当日含む 6カ月 または 書類発送後 1カ月 (※)	ノーペナキャンセルのみとし、諸経費（陸送費やその他にかかる費用）は請求できない。 出品店が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を科すことがある。 ※車検証、整備記録簿（認定・指定工場によるもの）等、主催商組が送付した書類から判明する場合は、主催商組から書類発送後1カ月以内とする。
7	冠水車（申告なしの場合）	当日含む 3カ月	当日含む 3カ月	当日含む 3カ月	当日含む 3カ月	当日含む 3カ月	主催商組が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円+諸経費
8	接合車	当日含む 3カ月	当日含む 3カ月	当日含む 3カ月	当日含む 3カ月	当日含む 3カ月	主催商組が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円+諸経費
9	盗難車 遺失車両	無期限	無期限	無期限	無期限	無期限	左記事項が発覚した場合、当該車両の出品店が全責任を負うものとし、第三者により当該車両及び移転登録書類が押収・差押えされた場合でも、その理由の如何を問わず問題発覚時に速やかに車両代金、キャンセルペナルティー10万円、主催商組が認める諸経費を主催商組に返還するものとする。
10	消火器の散布跡車	当日含む 3カ月	当日含む 3カ月	当日含む 3カ月	当日含む 3カ月	当日含む 3カ月	必要により現車確認とする。
11	エンジン乗せ替え（規格外）	書類発送後 1カ月	書類発送後 1カ月	書類発送後 1カ月	書類発送後 1カ月	書類発送後 1カ月	キャンセル時：ペナルティー2万円+諸経費
12	ミッション乗せ替え（規格外）	書類発送後 1カ月	書類発送後 1カ月	書類発送後 1カ月	書類発送後 1カ月	書類発送後 1カ月	FA ↔ F 5、AT ↔ MT 等 キャンセル時：ペナルティー2万円+諸経費

別表Ⅲ 具体的クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
内装	1 内装焦げ・切れ・しみ・異臭	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。
	2 雨漏れ	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。必要により現車確認とする。
	3 ダッシュ・グローブボックス等の不良及び内装の改造	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、主催商組が相当と判断した場合に限る。
	4 標準装備品の欠品(装備品欄に記載がない場合)	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検(1回目の車検満了)以内の車両、または1回目の抹消までとする。ヘッドレスト、ハンドル、シート等。
	5 ジャッキ・工具・スペアタイヤの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	現品支給もしくは値引きとする。ジャッキ(パンタグラフ3千円・油圧5千円)、スペアタイヤ(普通車5千円・軽3千円)
	6 8ナンバークिटの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	搬出前まで	欠品の申告がなかった場合、現品支給または5万円を上限に値引きとする。
外装	7 ガラス	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	飛石・傷はノークレームとする。
	8 鉄粉・P付着	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	9 塩害	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。塩害とは、サビ・腐食が著しくひどく、現車確認の結果、主催商組が相当と判断したもの。
	10 レンズのヒビ・ドアミラー損傷	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	レンズの水滴はノークレームとする。
	11 タイヤ・ホイール規格外・スタッドレス	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	現品支給またはタイヤ・ホイールとも普通車1本5千円・軽自動車1本3千円の値引きとする。R点・低価格のスタッドレスはノークレームとする。
	12 標準装備品の欠品(装備品欄に記載がない場合)	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、新車時有効車検(1回目の車検満了)以内の車両、または1回目の抹消までとする。
電装	13 P/W・パワーシート不良・ドアミラー作動不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	14 マルチV・テレビ・ナビ不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	15 イモビ不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	メインキーが無い場合もクレームとし、キャンセルも可する。(複数のメインキーがある場合、1つでもあれば可とする。)
	16 オーディオ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限り値引き1万円とする。オートアンテナはノークレームとする。
	17 サンルーフ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	18 エアコン不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	19 セルモーター・ダイナモ不良	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
	20 メーター類不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	アナログ・デジタルとも部品代3万円以上のものとする。ただし、積算計不動は部品代が3万円未満であってもクレームとする。
機関	21 エンジン上部(タペット・バルブ・ヘッド等不良)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
	22 エンジン下部(メタル・ピストン異音・焼き付き・圧縮不足等)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
	23 噴射ポンプの不良または燃料漏れ	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	24 ターボ・スーパーチャージャー不良および改造	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。

	クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
		評価点付	R点	低価格車	商談	10年・10万km超	
機 関	25 ラジエーター・ウォーターポンプ不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
	26 マフラー不良(腐食等)	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。
機 構	27 クラッチ滑り	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出可能な場合は全てノークレームとする。
	28 MTミッション不良(ギア鳴き等)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。
	29 ATミッション不良(滑り・ショック・タイムラグ)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。滑りは必要により現車確認とする。
	30 デフ・トランスファー・カップリング不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	オイル漏れはノークレームとする。
	31 ドライブシャフト不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。1本につき1万円の値引または現品支給とする。
	32 ABS・ブレーキ不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。パット・ローターはノークレームとする。
	33 エアバック不良	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	部品代2万円以上のものとする。装備品に○印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、このクレーム裁定とは別に制裁を科すことがある。
	34 ショック・サス不良(エアサス・アクティブのみ)	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。へたりはノークレームとする。
	35 パワステ・ギアボックス・ポンプ・4WS不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
	36 キー違い(エンジンキーとドアキーが違う場合)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	特殊キーについては項目45にて裁定する。
そ の 他	37 職権打刻(国産のみ)	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
	38 登録遅れ	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	マイナー・モデルチェンジから6ヵ月以上を経過したもの。キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費
	39 型式改・構造変更の表示なし	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	
	40 型式指定・類別番号なし	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	
	41 記録簿の有無	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	値引時：2万円(低価格車は1万円)
	42 ワンオーナー	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	キャンセル時：ペナルティー2万円+諸経費 値引時：2万円
	43 メーター(積算計)の故障	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	
	44 冠水車(申告ありの場合)	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	書類から判明する相違事項、メーター関連問題の場合に限りクレームとする。車両の機能に関する内容はノークレームとする。
	45 ナビCD・リモコン・CDマガジン・キーレス等付属部品の欠品	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	書類発送後7日	装備品に○印またはセールスポイントに記載された場合は、部品代が2万円未満であってもクレームとし、現品支給または値引とする。カードキー、スマートキー等の特殊キーについては、その機能が正常で備品に欠品がないこと。
	46 社外品の申告漏れ	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	主催商組が相当と判断した場合に限る。
47 コーションプレート欠品の申告漏れ	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	当日含む5日	値引き・キャンセルいずれかの対応とする。	
48 車検証備考欄の走行距離相違	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	書類発送後1ヵ月	記録簿で確認できる場合：ノーペナキャンセル+諸経費 記録簿で確認できない場合：キャンセル時ペナルティー5万円+諸経費	
49 前項各本文に該当する場合でも、主催商組が相当と認めた場合						クレーム申請を容認し、適宜裁定を下すことができる。	

## 別表Ⅳ ペナルティー裁定基準

	ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
①	落札店都合によるキャンセル	オークション当日(ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る)  ペナルティー5万円+出品料+成約料+落札料とする。
②	出品店都合によるキャンセル (書類提出不可能な場合を含む。)	オークション当日(ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る)の場合、10万円+出品料+成約料+落札料とする。  オークション当日以降の場合、10万円+出品料+成約料+落札料+落札店のかかる費用(販売遺失利益は含まない)とする。
③	納税証明書が成約車両に添付されていない場合	落札店は車検満了日の前月から請求することができる。 (必ず主催商組を介して申し出をすること) 主催商組から出品店へ請求した日より10日以内に主催商組へ提出されない場合、ペナルティー1万円。以降1週間経過毎に1万円を加算。
④	出品店が、主催商組の定める書類提出期限を超過しても書類を提出しない場合	ペナルティー1万円 以降1日経過毎に2千円を加算
⑤	出品店が、オークション開催日を含め21日を経過しても主催商組に書類を提出しない場合	上記④の延滞ペナルティーを含めペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料+落札店のかかる費用(販売遺失利益は含まない)。
⑥	落札店がオークション開催日の翌月末日までに名義変更しない場合、または翌々月の5日までに名変コピーを主催商組に提出しない場合 (出品申込書に記載された名変期限を超過した場合を含む)	ペナルティー1万円 以降1週間経過毎に1万円を加算
⑦	軽自動車において、税止め処理を怠り、翌年度以降も軽自動車税が旧所有者に発生した場合	ペナルティー1万円
⑧	落札店が、オークション当日から7日を経過しても落札代金を決済しない場合	ポス利用を一時停止する。 1日あたり、落札台数×2千円のペナルティー。 なお、主催商組は、落札代金決済の遅延が重なる者について、ポス登録の取消し(オークション参加資格の取消し)をすることができる。
⑨	委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じ等による差替を依頼する場合。または、書類有効期限が、主催商組到着日を含め1ヵ月以上あるが差替え依頼をする場合 ※受付が2月28日の場合⇒3月31日以上の有効期限があるもの	下記金額にて差替え依頼ができる。 (必ず主催商組を介して申し出をすること) 印鑑証明書・・・3万円 委任状・・・2万円 譲渡証・・・2万円 その他証明書(謄本・抄本・住民票等)・・・2万円 記入申請書・・・2万円
⑩	出品店が、規定の名変期限より早期の名義変更を依頼し、落札店がそれを承諾した場合 (出品申込書の名変期限に記載のあるものは除く)	出品店より落札店へ1万円を支払う。
⑪	落札店が、書類一式(移転・抹消)を紛失した場合	下記金額にて再交付の依頼ができる。 (必ず主催商組を介して申し出をすること) 〈普通車〉 出品店名義の場合・・・5万円(実費含む) その他名義の場合・・・10万円(実費含む) 〈軽自動車〉 出品店名義の場合・・・3万円(実費含む) その他名義の場合・・・5万円(実費含む)
⑫	出品車両の燃料が無く、会場内で車両移動ができない場合	ペナルティー2千円
⑬	落札車両の名義変更前に起こした違反(駐車違反、その他違反行為)により、出品店側に問い合わせ等の迷惑行為が発生した場合	ペナルティー3万円



## 第1章 総則

### 第1条 名称

静岡県中古自動車販売商工組合が運営主催するオートオークションをJU静岡オートオークションと称する。

### 第2条 目的

本規約は、静岡県中古自動車販売商工組合(以下「JU静岡」と称す)が、開催するオートオークションに関しJU静岡とオートオークション参加会員の相互権利義務の定めにより公正で厳正な運営により、この事業促進を期し中古自動車販売業界に発展寄与することを目的とする。

### 第3条 所在地

JU静岡オークション会場及び事務所を静岡県静岡市葵区南沼上1859番地の2に置く。

### 第4条 会員登録

JU静岡はオートオークションへの参加資格を認めたものを会員登録し会員登録されたものはオートオークションに参加できる。

### 第5条 取引方法

JU静岡オークションにおける出品車の売買契約取引は、ポス&コンピューターシステム及び映像システム等を使い競売方式によって行うものとし、会員はこのシステムによる取引結果を遵守しなければならない。

JU静岡は、会員の利便性を図る為にオークション流通サービスを提供し取引できるものとする。

### 第6条 データ所有権

JU静岡が保有するデータ及び作成データの知的所有権・使用権はJU静岡専属的に帰属するものであり、また第三者がJU静岡に許可無くこれを転載や再利用することを禁止する。

### 第7条 情報の開示

JU静岡は、中古自動車流通促進の為、JU静岡におけるオークションデータを利用し開示、情報提供することができる。会員は、JU静岡が行うデータの利用に関して同意することとする。

### 第8条 決済

JU静岡は車両代及びその他に発生する代金については、JU静岡の定める期間内に支払うものとする。

### 第9条 契約解除(参加登録解除)

会員登録されたものでJU静岡の会員としてふさわしくないと判断した場合にJU静岡は会員の参加登録を解除することができる。

### 第10条 秘密保持

会員は、JU静岡に関連・付随して知り得たJU静岡の技術上・営業上秘密情報及び特定の個人にプライバシーに属する事柄を、一般顧客を含む第三者に対して開示または漏らしてはならない。

### 第11条 運営規定

JU静岡オートオークションは、「中商連オートオークション規約」・「中商連オートオーク

ション運営規程」等により運営

し、各事項で上記の諸規定に抵触するものは、本規約を優先させて運営するものとする。

#### 第12条 運営上の免責

JU静岡オークションにおいて、コンピューターや設備等の故障、その他不測な事態により運営が出来ない場合には、

これによる損害については、JU静岡はその賠償責任を負わないものとする。

#### 第13条 天災等による車両損害

JU静岡に搬入された車両について天災(火災・風水害・地震・天変地異等による被害)及び、その他JU静岡の責に帰すことの出来ない事由によって車両に損害が生じた場合には、JU静岡は損害賠償の責任は、負わないものとする。

#### 第14条 紛争の仲裁

JU静岡はオークション運営に関連して発生した会員間の紛争について和解を勧告することができる。

オークション取引上の紛争について、JU静岡は、出品店或いは落札店に対して、本規約に基づき公平な立場で和解を勧告し、もしくはその都度、紛争当事者にJU静岡流通委員会及びクレーム委員会の仲裁に従うよう勧告するものとする。会員は、JU静岡流通委員会及びクレーム委員会が示した裁定を十分尊重しなければならない。

#### 第15条 準拠法、合意管轄裁判所

本規約は日本国法を準拠法とし、日本国法に従って解釈及び適用されるものとし、JU静岡と会員との間の紛争解決が出来ない場合、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第16条 規約の改定

JU静岡は、諸般の情勢変化等により、規約の改訂が必要な場合、任意に改定することができるものとする。

#### 第17条 施行

この規約は、平成18年7月1日より施行する。

[▲ページトップへ](#)

## 第2章 会員登録

### 第1条 会員資格

JU静岡オートオークションへの参加資格は、下記条件を有するもので、JU静岡が参加を認めた会員であるものとする。

また、入会手続については、別紙「JU静岡AA入会手続きのご案内」に定める。

- ① JU静岡の組合員に登録されている
- ② JU中販連メンバーに登録されている
- ③ 自動車販売協会連合に登録されているディーラー業者
- ④ 中古自動車取り扱い古物許可証を認可されている専業者
- ⑤ その他、参加資格を認められるとJU静岡が承認した業者

### 第2条 セリ参加資格の承認

- ① 静岡県内の特別参加者(以下「ポス会員」という)がセリに参加しない期間が6ヶ月以

上ある場合、地元ブロックの組合員1名の承認が必要となる場合があるものとする。

② 静岡県外の特別参加者(以下「県外ポス会員」という)がセリに参加しない期間が6ヶ月以上ある場合、JU静岡組合員1名の承認が必要となる場合があるものとする。

### 第3条 登録契約の期間及び更新

① ポス会員及び県外ポス会員の契約有効期間は、登録日より2年間とする。

② JU静岡が特定の会員との契約更新を拒絶する場合は、期限の1ヶ月前までに理由を付した文書を持って、当該会員に通知しなければならない。

③ 登録会員が期限の1ヶ月前迄にJU静岡に対して、文章で契約の解除の申し込みをすることで会員登録を解約することができる。

④ 契約当事者から契約更新の拒絶または、解約の通知がない場合は2年間に更新延長されその後も同様とする。

### 第4条 参加登録預り金

① 会員はJU静岡に対して預り金3万円(無利息)を寄託しなければならない。

② 預り金は、会員のJU静岡に対する全ての金銭債務を担保とするものとし、JU静岡は履行延滞にある会員の債務と預り金をいつでも相殺することができる。

③ 会員は前項の相殺結果等により、寄託してある預り金の額に不足が生じた場合は、速やかに不足額をJU静岡に追加して寄託しなければならない。尚不足額の充足があるまでは、ポス登録は一時停止とする。

④ JU静岡は会員が脱会した場合は、当該会員の未払いの金銭債務を控除した預り金の残額を、速やかに清算して無利息で会員に返還する。

### 第5条 メンバースカード

① JU静岡が会員登録契約した各会員に対し、原則として1社につき1枚のメンバースカードを交付する。

メンバースカードを携帯しなかった会員等はJU静岡から、当日限り有効の臨時メンバースカードの交付を受けることができる。

② 当該メンバースカードは入場時に受付登録を完了したカードのみを応札有効とし未登録の場合、応札不可とする。

③ 会員は自己又は従業員が交付を受けたメンバースカードを慎重に取り扱わねばならず、当該メンバースカードを使用して行われた自己又は従業員もしくは第三者についての全て行為の結果に対して、JU静岡に責任を負わなければならない。

④ 交付を受けたメンバースカードを第三者に貸与することは禁止する。

### 第6条 会員登録証

① JU静岡は、登録参加契約を締結した会員に対して「会員登録証」(以下IDカードという)を交付する。

② 会員は、JU静岡オートオークションに参加する場合にはIDカードを携行・掲示しなければならない。

③ 会員は、JU静岡に参加登録されている者に変更等が生じた場合は、速やかにその旨をJU静岡に届出の上、旧IDカードを返却し、必要に応じて新IDカードの交付を求めなければならない。

④ 会員等は、IDカードを携行・掲示できない場合には「臨時IDカード発行申請届」により、JU静岡から当日限りの「臨時IDカード」を交付することができる。

⑤ 会員は自己又は従業員が交付を受けたIDカードを慎重に取り扱わねばならない。

### 第7条 メンバースカードまたはIDカードの紛失

① 会員等は、メンバースカードを紛失または破損した場合は、手数料5千円をJU静岡に支払って再発行を求めることができる。

② 会員等は、IDカードを紛失または破損した場合には、JU静岡に再発行を求めることができる。



③ 会員等は、過失によるメンバーズカードおよびIDカードの紛失もしくは管理不履行の結果JU静岡または、他の会員に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

④ 会員等は、メンバーズカードおよびIDカードの紛失・盗難等で第三者による悪用があった場合に生ずる金銭を含む一切の責任は全て紛失者の責任とする。

⑤ 会員等は、ポス席を離れる場合は、必ずメンバーズカードは携帯するものとし、メンバーズカードを差し込んだままポス席を離れ第三者に悪戯で使用された場合でも全てメンバーズカード登録会員の責任とする。

## 第8条 契約解除

JU静岡は会員に下記の事由があるときは予め勧告することなく、当該会員のJU静岡への登録参加を解除することができる。

① 会員が本規約に定められた義務を遵守せず、またはJU静岡に対して債務の履行を怠った場合。

② 会員が、所定の期限までに落札車両代金を支払わない場合。

③ 会員が、落札車両代金の支払を再三に渡って延滞した場合。

④ 会員が、銀行取引停止処分を受けた場合。

⑤ 差押・民事再生手続き開始・会社整理・会社更正・特別清算等の法的破たん処理の申し立てを受け、または自ら申し立てを行った場合。

⑥ 会員がJU中商連オークションメンバーでなくなった場合。

⑦ JU静岡流通委員会が該当会員との契約解除をJU静岡に勧告した場合。

※ブロック長は、ブロック理事会またはブロック会の決議により、会員としてふさわしくない(現実に営業していない等)と認定した場合、管轄地域のポス会員を入場停止及び登録抹消をJU静岡流通委員会に申請することができる。

この場合、JU静岡流通委員会が入場停止の期間を決議し、また、登録抹消を決議した場合は、組合理事会に上程し会員登録抹消することができる。

## 第9条 任意の脱会

会員が、任意に会員登録契約解除し退会する場合には、JU静岡に対し債務等がある場合精算完了後において契約解除し退会できるものとする。

## ▲ページトップへ

## 第3章 会員の権利義務

### 第1条 会員の権利

会員はJU静岡が運営するオークションやその他の付随する流通サービスに車両を出品し落札することができる。

### 第2条 会員の義務

会員は、本規約並びに付随する諸規則を遵守しなければならない。

会員はオークションへの参加に際しては、他の参加者への迷惑行為やオークションの運営を阻害する行為並びに秩序を乱す行為をしてはならない。

### 第3条 会員権利の制限

1. JU静岡は参加する会員に対して取引条件及び取引における制限を設定することができる
2. 会員が、出品し違法行為等が介在する車両及び移転書類を取り扱いした場合、JU静岡の判断により会員権利を制限することができる。

#### 第4条 禁止行為

会員は、下記に定める行為をしてはならない。

1. 出品車両(流札車両を含む)をオークションによらず談合によって取引する行為。
2. 出品車両を出品店自らがセリ上げる行為、及びそれに類似する行為。
3. 事務局・調整室・商談コーナー・守衛室等にみだりに立ち入る行為。
4. JU静岡職員及びその他スタッフに対し暴言を吐く行為、及びそれに類似する行為。
5. IDカード未着用で会場内や駐車場内に立ち入る行為、及び会員以外と同伴する行為。
6. 落札車両の名義人に許可なく連絡する行為。
7. その他この規約に違反する行為。

#### 第5条 罰則

会員が本規約その他JU静岡に定める規則に違反した場合、JU静岡は当該会員に対して

下記罰則を課することができる。

1. オークション参加制限
  - I. 入場停止処分
  - II. 取引制限
2. 強制退会
3. ペナルティの支払

### ▲ページトップへ

#### 第4章 車両・出品落札

##### 第1条 出品店の申告義務

会員は車両を出品するに際しては、ユーザーの立場に立って車両状態をできる限り確認をし、その仕様、品質、瑕疵個所を誠実に申告しなければならない。

##### 第2条 出品申込み

車両出品申込みは、出品申込書に所定事項を正確かつ誠実に記入申告し、誤記入や洩れ等がないよう記入を行うものとする。NOx法・PM法については、申告義務を負わないものとする。

虚偽の記載や申告洩れ誤記入及び代筆等によって発生する問題の全ての責任は出品店に

帰するものとする。

※出品店控えは、出品申込書をコピーし保管するものとする。

※セリ前までに事前確認を充分に行うものとする。

##### 第3条 出品車両条件及び品質評価基準

出品車両は、下記基準に適合したものでなければならない。

1. 走行ができる車両であること。(ワンチャンコーナーを除く)
2. 走行可能なバッテリーを搭載していること。
3. 燃料が10リットル以上の残量があること。  
※ガス欠時は、ペナルティ千円とする。
4. 車両の室内外が検査・下見に支障がない状態であること。
5. スペアタイヤ・ジャッキ・工具を付属していること。
6. オークション開催日より譲渡移転書類が期限内に決済できること。
7. 遺失車両・法的問題車両(盗難車・差押車・抵当権設定車・接合車・偽造車両)等で

はなく、完全な所有権移転が可能である譲渡書類完備した車両であること。

8. 書類及び出品申込書に記載のある取扱説明書・保証書・記録簿類・各種リモコン類・各種ROM類等車両から持ち出し及び取り外し可能なものについては、車両に積み込まず、出品店にて保管すること。  
※車内に載せたまま出品しての破損・紛失・盗難等は、その全てを出品店が負うものとする。
9. オークション開催日の当月車検車両は、車検無し扱いとする。
10. その他の理由で、JU静岡が出品拒否をしない車両であること。  
※登録自動車の車検付ナンバー無車両・使用済自動車・輸出抹消仮登録車両・輸出予定届出車両・エンジン(原動機)、ミッションがない車両・車台番号の確認ができない車両等は出品不可。

出品車両の品質評価基準は、中商連(日本中古自動車販売商工組合連合会)検査基準によるものとする。

尚条件及び細則基準は、別に定めることとする。

#### 第4条 出品車両搬入

出品車両の搬入は、下記に定めるものとする。

1. 出品車両は、オークション開催日前日の午後4時までに搬入し、出品手続きの完了した車両とする。
2. 上記時間以降の搬入については、当日出品扱いとする。
3. 開催日当日の出品車両は、午後11時30分までに搬入し、出品手続きの完了した車両とする。
4. 出品店は正確に記入した出品申込書を、搬入車のダッシュボードの上へのせ搬入場所に駐車すること。
5. 車両搬入後の出品取り消しは、原則的には認めないこととする。但し特別な事情で出品取消す場合でも出品料は徴収するものとする。

#### 第5条 車両の搬出

1. 車両の搬出は、車両搬出票に事業者名、氏名を記入し提出する。
2. オークション中の搬出は、「搬出許可書」にてJU静岡流通委員会が特例と認めた場合に限り搬出できる。
3. 搬出期限は、オークション開催週の木曜日午後5時までとする。ワンプライスネットについては、落札日より4日以内(最終日午後5時まで)とする。
4. 上記以外の搬出については、JU静岡が認めた搬出許可手続きを終えた車両に限り搬出できる。
5. 搬出車両の燃料補給は、搬出者の負担とする。
6. 搬出期限までに搬出されない車両は、次開催オークションへの出品とみなし出品手続きを代行する。
8. 誤って、違う車両を搬出し、迷惑をかけた場合ペナルティ1万円を基準とし、JU静岡流通委員会及びクレーム委員会の裁定とする。
9. 外部応札システム(ネット)での落札車両の搬出は、JU静岡が認めた場合を除き、入金後の搬出とする。(JU静岡組合員を除く)(H20.11.4)

#### 第6条 車両の保管義務

1. JU静岡は、出品された車両及び落札車両を、本規約に定める範囲内で保管するものとする。
2. 出品車両・落札車両をJU静岡が保管中に自然災害によって損害を被った場合、JU静岡は損害賠償の責任を負わないものとする。

3. 車両引取期限外における車両の破損、盗難等についてJU静岡は一切責任を負わないものとする。

## 第7条 長期残留車及び放置車両の罰則と強制処分について

1. 流れ車両及び落札車両で次回再出品しない車両は翌週木曜日までの搬出時間内に搬出するものとする。
2. 第1項が遵守されない場合は長期残留車とし、再出品またはペナルティ5千円とする。
3. 残留車ペナルティは精算書計上にて請求する。

## ▲ページトップへ

## 第5章 取引

### 第1条 参加条件

オークションへの参加は、JU静岡のポス&コンピューターシステムを理解していることを条件とする。

### 第2条 出品店遵守事項

1. 出品車両の価格変更は、「価格変更・訂正申込書」により行うものとする。
2. セリ順に従い出品店は自己の出品車両がセリ上げ前までに価格調整室に出向くこと。(自動調整の場合を除く)
3. 出品店はセリ上げ状況を確認し、価格調整員に対し意思表示しなければならぬ。
4. 出品店は自ら出品した車両の出品申込書や出品車リスト等に誤記入等を発見した場合はただちに事務局に誤りをセリ前までに「訂正票」により訂正すること。  
但し、訂正内容が重要であるとJU静岡が判断する場合は、セリは流札扱いとする。

### 第3条 落札店遵守事項

1. 落札店は事前に出品車を十分に下見確認したうえでオークションに参加する義務がある。(ネット参加もしくは外部参加の場合でもできるだけ下見サービス等を利用する義務がある。)
2. セリは公正にポス&コンピューターによって最高値をつけた者を落札者とする。
3. 落札車両代金が未入金の場合、JU静岡の裁定により参加者の取引を禁止又は制限する場合がある。
4. 入札参加(各種入札ネット、不在応札含む)について  
入札参加の場合、最高で入札価格プラス3000円(1ポス分)までの自動応札とする。(入札については、あらかじめ3000円プラスされるケースのあることを考慮の上で入札すること。)(H18.7.18追加)
5. 衛星ライブ会員の準会員(当会場見入会でオークネットライブAA落札のみ会員)については、与信額を300万円までとする。システム上、300万円を超えて落札された場合は、入金確認がとれた後、車両を搬出できる。  
与信額申請用紙を提出し、流通委員会の裁定により、与信額の上限変更をすることができる。(H18.9.5追加)  
→→→JUリアル会員、オークネットリアル会員については、与信額を300万円までとする。  
与信額申請用紙を提出し、流通委員会の裁定により、与信額の上限変更をすることができる。(H20.11.4変更)

### 第4条 売買契約取引の契約解除(自己都合のキャンセル)

成約車両の売買当事者双方は、一定の時間内(セリ終了後、2時間以内・会場内)に互いに相手方に対して解約金5万円を支払うことで当該車両の契約を解除することができる

る。この場合の手数料(出品料・成約料・落札料)は契約解除を申出人がJU静岡に対して支払うものとする。

※キャンセルに相当な理由が認められる場合には、解約金1万円とする。

※搬出された車両については、適用しないものとする。

#### 第5条 出品車の価格幅

スタート価格と希望価格の価格幅は、希望価格が300万円まではスタート価格より50万円、500万円までは100万円、500万円を超える場合は200万円以内に定める。

また、スタート価格は「出品車リスト」の備考欄に千円単位で表示する。(H20.7.1変更)

#### 第6条 出品車の価格調整及び調整員権限

1. セリ機の操作はJU静岡職員が行う。
2. 調整は、調整室において出品店が調整員に申し出て行うものとし、出品店が在室、不在にかかわらず希望価格の下2万円の権限で売切り処理ができる。
3. 再セリは、最終応札価格の下1万円から行なうことができる。  
但し、最終応札価格が10万円以下の場合には、最終応札価格より再セリを行うことができる。  
(H18.8.1変更)

#### 第7条 商談

1. 会員が流札車両の購入希望する場合は、最終応札価格より1万円以上の申込み価格で「商談申込み票」もしくは端末機により、当該車両セリ終了から翌日午後5時までに商談申込みすることが出来る。
2. 当該車両のセリ終了後10分間は、商談優先順位を応札価格の高い順とする。
3. 商談受付はIDカードを持参し商談コーナーおよび端末機にて受付けるものとする。  
申込み者は指定の手続きを行い出品店と合意し出品店の了解がとれた時に成約するものとする。
4. 商談申込み者は、商談コーナーの指示により円滑に進行するものとする。
5. 商談は、開催日翌々日の午後5時までに成約決定しない場合には、不成立とする。
6. 希望価格の申告がない場合には、商談受付は出来ないものとする。

#### 第8条 逆商談

1. 出品店は、「逆商談申込み票」により流札車両を応札者等に対して当日に限り商談申込みすることができる。
2. 申込み者は指定の手続きを行い落札店と合意し落札店の了解がとれた時に成約するものとする。
3. 逆商談での成約車両は、セリ通常落札と同じ扱いとする。

#### 第9条 引取内容の変更

出品店及び落札店は、当該車両に対して当日に限り商談コーナーにて「変更票」を提出し、取引内容を変更することができる。落札店変更された当該車両のクレーム申立ては、重要項目以外原則認めないものとし、クレーム委員会の裁定に従うものとする。(H22.3.1変更)

出品店変更・落札店変更・ナンバー付(継続扱い)・抹消・キャンセル等

※ナンバープレート付車両については、開催日当月車検までのものは、落札店のナンバー付の申告がない場合には、原則抹消扱いとする。

#### 第10条 車両搬出

1. JU静岡の定める搬出規定(第4章 第5条)に従い搬出することとする。
2. 会員は車両搬出時に出品票と車両のチェックを行うこと。搬出後における車両の損

傷・盗難等に関してJU静岡は一切責任を負わない。

## 第11条 譲渡書類関係

1. 出品店は成約車両について必要な譲渡書類及び自賠責保険証書を添付しJU静岡が定める期限内までにJU静岡に提出しなければならない。
2. JU静岡は、落札店より入金確認後に譲渡書類を引き渡すものとする。
3. 落札店はJU静岡が定める期間内に移転登録又は抹消登録を完了しなければならない。
4. 落札店は移転登録及び抹消完了後、速やかに車検証の写し提出しなければならない。

## 第12条 免責事項

ネット及び外部取引においてシステムの故障その他不測の事態により正常な取引がなされなかった場合、JU静岡は一切の賠償責務を負わないものとする。

[▲ページトップへ](#)

## 第6章 代金決済

### 第1条 落札店の車両代金決済

1. 落札店は、落札車両代金・自動車税相当額及び手数料等を下記に定める期日内に支払わなければならない。小切手での支払いは、JU静岡での入金確認をもって決済とする。  
JU静岡組合員・協会員……開催日から10日間(翌週木曜日午後5時まで)以内とする。(H20.7.1変更)  
その他会員……………開催日から7日間(翌週月曜日午後5時まで)ネット落札・外部落札含む  
以内とする。
2. 落札店がJU静岡に対して支払うべき債務が存在する場合及び延滞時には、JU静岡は債務者に対して当該債務を完済するまで車両の回収及び落札店に車両引渡しを拒むことができる。また、車両代金を延滞した場合は、次回開催の取引は出来ないものとする。
3. JU静岡に対して債務が存する場合については次回オークション参加での参加を制限することができる。

### 第2条 成約車両代金等の支払

1. 出品車両の成約車両代金の支払は当該開催の譲渡書類一式を完備したものがJU静岡事務局に到着後、各出品料・成約料等の手数料と原則精算相殺して支払決済を行うものとする。
2. 前回開催までに発生している債務が存する場合JU静岡は、当該成約車両代金支払時に当該債務と相殺して決済を行うことができる。
3. 福祉車両の消費税取扱いについては、一律落札店より預り出品店へ支払ものとする。
4. リサイクル預託金相当額の取扱いについては、車両代金と別に精算する。出品申込書にリサイクル料金預託済みの申告と金額の記載がある場合に限る。また、リサイクル預託金相当額の金額が違う場合には、落札店に書類到着日より7日以内限り、過不足分を再精算できるものとする。

### 第3条 罰則規定



1. JU静岡へ参加できる会員がJU静岡に対して車両代金の支払を怠った場合、オークション開催日より各規定期日を超えた日より1台に付10,000円の延滞ペナルティとする。以降7日毎に10,000円の延滞ペナルティを支払うものとする。
2. 小切手等の不渡りが発生した場合は、下記規定により取引制限ができる。
  - ① 不渡りが1度目の場合、不渡りの日より6ヶ月間の取引停止。
  - ② 不渡りが2度目の為、銀行取引停止となった場合は無期限の取引停止。
3. 車両代金の支払延滞が2度発生した場合、JU静岡流通委員会及びクレーム委員会の裁定により、それ以後は取引制限(出品規制・搬出規制等)を課すものとする。(H20.1.22追加)

#### 第4条 書類の完備

出品店は成約車両について以下の譲渡書類を完備提出しなければならない。

1. 陸運支局(検査登録事務所)及び軽自動車検査協会に登録可能な書類で、自賠責保険証及び原則として「継続検査用納税証明書」、必要に応じて承認請求書の添付を必要とする。
2. 譲渡書類の有効期限等は別に定める。
3. 出品申込書に登録番号が明記されたものは、名義変更扱いとして必要に応じて継続車検に必要な書類の添付を必要とする。
4. 譲渡書類は原則として差し替え可能な書類を提出するものとする。
5. 相続書類等で差し替え不可能な書類や、地域によって必要書類の扱いが異なる可能性のあるものは、原則として自社名義にしたものを提出するものとする。  
※落札店が了承した場合を除く
6. リサイクル料金預託済み車両は、リサイクル券を提出するものとする。
7. 特殊車両(フォークリフト・建設重機・電気自動車等)で登録書類の必要としない場合は、出品店の譲渡書の提出をもって書類完備とする。
8. 譲渡書類の授受や問い合わせは全てJU静岡を介して行うものとする。

#### 第5条 書類不備

1. 成約書類に不足・誤りがある場合。
2. 自賠責に誤りがある場合。(有効期限・車台番号等の記載違い・領収印無・離島扱い等)
3. リサイクル料金預託済み車両において、リサイクル券がない場合。
4. 抹消扱いの成約車両で、抹消されてない場合。

### ▲ページトップへ

#### 第7章 書類規定

第1条 本規定は、JU静岡における成約書類、車両代金及び自動車税の処理について定める。

#### 第2条 成約書類及びナンバープレートの取り扱い

##### ① 移転登録譲渡書類の条件

1. 移転登録譲渡書類の有効期限はオークション開催日の翌月末日迄以上のもとする。月末が土、日、祝祭日及び年末等の休日になっている場合は、陸運支局(検査登録事務所)及び軽自動車検査協会の最終営業日の書類有効期限でも不備としない。また、下記のいずれかの条件を満たし出品申込書にその旨記載があるもの、セリ前までに「訂正票」での申告があるものも不備としない。
  - a. 開催日より書類有効期限が、20日間以上あるもの
  - b. 毎月第1週目の開催に限り当月末日まで、書類有効期限があるもの

※上記の条件での成約書類の提出期限は、開催日より5日以内(土曜日午後5時まで)とする。

期限を越えた場合には、1万円の遅延ペナルティとし、11日目以降は、1日2,000円の遅延ペナルティとする。

※書類有効期限が満たさないものは、原則差替えとする。差替え不可の場合には、

早期名変ペナルティ1万円をもって処理をする。

- オークション開催日の当月車検車両は、抹消扱いとし書類は原則として一時抹消登録証明書(返納証明書・返納確認書)を提出するものとする。また、車検期日の記載がなく、ナンバープレートのみ記載は、抹消扱いとする。
- ネット取引の場合は、出品申込書に車検期日またはナンバー応談等の記載がある場合は抹消扱いとしない。
- 陸運支局(検査登録事務所)及び軽自動車検査協会に移転可能であること。

## ② 移転登録譲渡書類の不備

- 第2条・第1項に該当しない移転登録書類は書類不備とする。
- 相続移転書類は各地域によって必要書類が異なる場合がある為、自社名変の書類として出品するものとする。但し落札店が、了承した場合を除く
- ナンバープレートが現車についてセリにかけられた場合、移転登録譲渡書類に継続検査用書類及び継続検査用納税証明を必要に応じて添付する。
- 自賠責等の離島扱いのものは、名義変更等で現在の名義人が離島地域でない場合不備とする。

## ③ ナンバープレートについて

- 出品車両のナンバープレートは、出品店が責任をもって取り外すこととする。そのまま成約となった場合の返送費用等は、出品店負担とする。また、事務局へナンバープレートの取外しを依頼する場合には、1台に付手数料2千円を徴収するものとする。
- セリが終了した成約車両のナンバープレートは、当該車両の落札店の許可なしでは取り外す事を禁止する。(自社名変にする為にナンバーを外す場合等)

④ 移転登録譲渡書類・一時抹消登録証明書(返納証明書・返納確認書)は、オークション開催日から

10日間(翌週の木曜日午後5時)以内にJU静岡へ提出するものとする。

ワンプライスネット成約の場合は、成約日を含む7日(7日目午後5時)以内にJU静岡へ提出するものとする。

## 第3条 書類決済についての罰則

① 出品店が成約書類の提出を遅延した場合、落札店に下記遅延ペナルティを支払わなければならない。

(但し、落札店が車両代金の支払いを延滞した場合を除く)

② 出品店が移転登録に必要な書類及び抹消登録証明書の全部及び一部の引渡しを遅延した場合には、

当該出品店は次の様にペナルティを支払わなければならない。

書類提出遅延ペナルティ 10,000円 翌週金曜

18日目以降1日毎に 2,000円 翌々週金曜日以降

25日目以降の場合は、流通委員会及びクレーム委員会裁定とする。



1. オークション開催日から25日を経過しても書類決済がない場合は、落札店は当該車両を契約解除(キャンセル)ができる。その場合、違約金(ペナルティ)50,000円とし(遅延ペナルティは発生しない)、落札店に生じたその他費用もJU静岡流通委員会及びクレーム委員会の裁定により徴収する。
2. 出品店より書類提出が出来ない場合(書類がない・完備できない等)も違約金(ペナルティ)50,000円とする。
3. 移転登録書類・抹消登録証明書について不備不足があった場合、その内容により実費を徴収する場合があるものとする。
4. 移転登録等の書類の有効期限が開催日の翌月末日迄ない場合は、原則差替えとし、差替え不可の場合は、落札店の了承を得て早期名変ペナルティ1万円をもって処理とする。

#### 第4条 書類確認義務

① 落札店は受領書類の確認義務を負い、不備があった場合は速やかにJU静岡へ申告するものとする。

② 落札店より書類不備が発覚した場合、出品店は落札店申告日より10日以内にJU静岡へ提出しなければならない。10日を過ぎても提出できない場合は、ペナルティ1万円とし18日目以降1日当たり2千円の遅延ペナルティを

落札店へ支払うものとする。25日目以降は、JU静岡流通委員会及びクレーム委員会の裁定とする。

③ 落札店が、書類到着前に落札車両を解体処理等をして、出品店が移転登録及び抹消等が出来ない場合は、落札店にて責任をもって処理するものとする。処理後は、直ちにJU静岡へ通知するものとする。

#### 第5条 書類差し替え

① 落札店における委任状、印鑑証明書及び有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じ等による差し替えはJU静岡を仲介し、出品店に規定のペナルティを支払った上で差し替えを行うものとする。

●書類差し替えペナルティ			
有効期限経過	30,000円	書き損じ	10,000円
●書類紛失ペナルティ			
書類一式	100,000円		
印鑑証明	40,000円	譲渡書	30,000円
委任状	30,000円	住民票等	30,000円

※場合によっては、落札店に実費を請求する場合があるものとする。

但し、差し替えの原因が明らかに出品店の責任とみなされる場合はこの限りではない。  
(例:捺印の違い、正しく記入がされていない書類等)

② 出品店は依頼を受けた後、10日以内にJU静岡に提出しなければならない。提出期限を越えた場合は、

第4条第2項によりペナルティを支払う。

③ 差し替えは全てJU静岡を仲介するものとし、名義人に直接差し替えを依頼した場合は、JU静岡流通委員会及びクレーム委員会の裁定によりペナルティを課すものとする。

④ 差し替え不可の場合は、落札店の責任において、車両の解体処理(解体証明書の提出)等及び税止め手続きをし、名義人に一切迷惑をかけない処理を行うものとする。

#### 第6条 抹消

① ナンバー付き車両に関し、出品店へ抹消を依頼する場合は、オークション当日に限り

JU静岡商談コーナー及び事務局にて受付をする。

1. 車検残に関係なく出品店にて抹消
2. 出品店の依頼によりJU静岡にて抹消
3. 自賠償保険は出品店の任意で提出

JU静岡にて抹消登録の代行を行う場合の抹消手数料は下記のように定める。

静岡ナンバー車両	3,150円
静岡ナンバー以外の車両	4,200円
軽自動車	3,150円

② 車検が無く、現車に登録ナンバーが付いている場合は、落札店の申し出がない場合、すべて抹消扱いとする。

#### 第7条 自動車税

当規約は車検付車両に適用する。

- ① 自動車税の税額は全て静岡県で定められた税額を適用する。
- ② JU静岡は落札店に対し、下記に定める金額を移転登録保証金の意味で預かる。これを預かり保証金と称する

預り保証金		
登録自動車	4月～2月開催分	残月分相当額
	3月開催分	年税額相当
軽自動車	4月～2月開催分	一律 10,000円
	3月開催分	年税額相当額

- ③ 預かり保証金は当該車両が落札の時点で、車両代金に併せて請求。
- ④ 預かり保証金は移転登録又は抹消後の車検証の写しをJU静岡へ提出することで返金する。  
但し、登録自動車は、納税確認を必要とする場合があるものとする。(継続検査用納税証明の提出等)
- ⑤ 3月開催分については、次年度の継続検査用納税証明書の提出により返金する。  
(次年度の納税義務が出品店にならない場合を除く)

#### <ご注意>

● ナンバー付落札車両について、名義変更期限の翌月5日迄にJU静岡事務局迄名変結果を通知する。未到着の車両に関しては、全車JU静岡にて「現在登録証明」をあげる。尚、その費用(2千円)は落札店の負担とする。(軽自動車を除く)

● FAX・郵送等でのご連絡の場合、必ずJU静岡に到着の確認をする。万一、送信ミスによるFAX未到着及び郵送中の紛失等で、また電話確認が無き場合は、送信及び到着なしとみなす場合がある。

#### ⑥ 返金処理について

落札店から落札車両の名義変更の結果により、下記の返金処理をするものとする。

登録結果	自動車税相当額の処理	自動車税還付請求権の譲渡書類
移転登録	全額出品店へ支払う	名義変更後、同年度内に抹消登録されたものは後日精算いたします。
抹消登録	① AA当月抹消は全額落札店 ② AA翌月抹消 ● 出品店へ1ヶ月分	★出品店で保管し還付請求する。

●落札店へ残額

但し、軽自動車の場合は、  
●規定通りに名変結果報告を頂いた場合は、預かり保証金を全額落札店へ返金する。

●規定通りに名変結果報告を頂いてない場合は、預かり保証金を出品店へ返金する。

<注意>

●移転登録については、継続検査用の納税証明書を提出して頂く等の納税確認がとれない場合、預かり金保証金の返金処理をいたしません。

⑦ 自動車税の還付について

還付請求権譲渡申請の手続きは、出品店が責任をもって行うものとする。

●還付請求権の譲渡書類は、当会場でお取扱いいたしません

出品店ご留意事項

移転登録完了後(預かり保証金精算後)、落札店が後日抹消登録した場合、還付金相当額を出品店へ請求する。

落札店ご留意事項

●オークション開催月に抹消登録した場合、その登録日の翌月5日迄にJU静岡へ抹消登録結果の報告をする。

抹消登録日の翌月5日迄に報告がない場合、預かり保証金を出品店に交付する。

⑧ 検査用納税証明書

移転登録書類と併せて提出する。

<注意>

●落札店より請求があった場合は、請求日より10日以内にJU静岡迄に提出する。10日を過ぎても提出できない場合、ペナルティ1万円とし18日目以降1日当り2千円の遅延ペナルティを落札店へ支払うものとする。

25日目以降は、JU静岡流通委員会及びクレーム委員会の裁定とする。

※出品店から提出がなく、JU静岡事務局で「継続検査用納税証明書」の代行手配した場合は、

手数料1万円を出品店へ請求する。

⑨ 軽自動車の自動車税の税留めは落札店が責任をもって行うものとする。

第8条 名義変更の遅延についての罰則

落札店が期間内に移転登録(または抹消)を行わなかった場合は、ペナルティ対象とする。

ペナルティは下記のように定める。

名義変更遅延ペナルティ

名義変更期限より7日以内遅延 10,000円

以降7日毎に 10,000円加算

書類不備による差し替え等による日数は除く。

※但し、軽自動車は、期限を越えた日数に関係なくペナルティ1万円とし1ヶ月以上超えた場合は、

JU静岡流通委員会及びクレーム委員会の裁定とする。

第9条 車両代金決済

① 落札車両の決済

1. 決済期限・・・第7章第1条による
2. 決済方法・・・銀行送金または現金持参が原則。小切手の場合は、JU静岡資金化後の入金扱い。尚、小切手の場合、資金化するまではオークション参加不可の場合がある。成約書類は、原則資金化後の引渡しとする。また、小切手は落札店の振出しのものとし、裏書小切手・手形類は受付不可とする。
3. 相殺・・・第7章第2条第2項に定める。
4. 遅延ペナルティ・・・第7条第3条に定める。

## ② 成約代金

1. オークション開催毎の成約車両書類が決済されていること。
2. 決済されている書類は全て完備であること。
3. JU静岡は上記条件を満たしたとき、その翌日(金融機関の翌営業日)に成約代金を出品店に支払います。尚、支払い以前にJU静岡に残債がある場合は、それを相殺した上で支払う場合がある。

## 第10条 保証書・記録簿・ワンオーナー・リサイクルシステムについて

### ① 保証書

1. 保証書とは、メーカー発行新車時の事をいう。中古車保証書は不可。
2. 販売店印と角印等があるもの。但し、各メーカーごとで保証効力がある場合はこの限りではない。
3. 保証期間外の場合は、販売店印と角印等がないものについては不備の扱いとしない。

### 出品店ご留意事項

1. 保証書は必ず成約書類等と一緒にJU静岡事務局へ提出下さい。
2. 車内積込みにて紛失の場合は全て出品店責任とする。
3. 書類と別になった場合、開催日より10日間以内にJU静岡事務局迄提出すること。10日間を経過しても到着しない場合、遅延ペナルティの対象とする。また、不備の場合もペナルティの対象とする。

### 保証書不備(基本的に値引き処理)

保証期限内 値引き3万円 キャンセル時ペナルティ3万円

保証期限外 値引き1万円 キャンセルは不可

※保証期間内は、オークション開催日を基準とする。

### 保証書提出遅延

提出遅延ペナルティ 10,000円 翌週金曜日

18日目以降1日毎に 2,000円 翌々週金曜日以降

25日目以降の場合は、流通委員会及びクレーム委員会裁定とする。

### 落札店ご留意事項

出品申込書に「保証書有」と記載がある車両を落札した場合、必ずJU静岡より到着した書類に保証書が

添付されているか確認すること。添付されていない場合は、直ちにJU静岡まで確認する。

申立期間は、書類到着後7日以内とする。

### ② 記録簿

1. 初度登録より1回目の車検が経過していない車両については、法定点検の記録が1

- 回以上あるものとする。
- 1回以上の車検を経過している車両については、直前の法定点検の記録が1回以上あるものとする。

#### 出品店ご留意事項

1. 記録簿は必ず成約書類等と一緒にJU静岡事務局へ提出下さい。
2. 車内積込みにて紛失の場合は全て出品店責任とする。
3. 書類と別になった場合、開催日より10日間以内にJU静岡事務局迄提出すること。10日間を経過しても到着しない場合、遅延ペナルティの対象とする。また、不備の場合もペナルティの対象とする。

#### 記録簿不備(基本的に値引き処理)

値引き2万円 キャンセル時ペナルティ2万円

保証書+記録簿 値引き3万円 キャンセル時ペナルティ3万円

提出遅延ペナルティ 10,000円 翌週金曜日

18日目以降1日毎に 2,000円 翌々週金曜日以降

25日目以降の場合は、流通委員会及びクレーム委員会裁定とする。

#### 落札店ご留意事項

出品申込書に「記録簿有」と記載がある車両を落札した場合、必ずJU静岡より到着した書類に記録簿が添付されているか確認すること。添付されていない場合は、直ちにJU静岡まで確認する。

申立期間は、書類到着後7日以内とする。

#### ③ ワンオーナー

1. 新車時からの名義人の出品車、若しくは、新車時の名義人から業者名義(商品車登録)に初めて名義変更された車両とする。
2. 商品車登録から6ヶ月経過した車両は、ワンオーナーとしない。
3. 相続、結婚等で、名義が変わっている車両は、ワンオーナーとしない。

#### ワンオーナーでない場合

値引き処理またはキャンセル時ペナルティ1万円

#### ④ 自動車リサイクルシステム関係

自動車リサイクルシステムに誤って使用済み自動車として引取報告等をした車両で、名義変更等ができない場合、落札店より申告を受けた日より出品店は、1ヶ月以内に取り消しの手続きをするものとする。

ペナルティ5万円 1ヶ月を過ぎた場合は、キャンセル可。

#### 第11条 法的問題車両

抵当権設定車及び差し押さえ等の事実が後日判明し紛議になった場合、あるいは、当該車両の移転登録書類が偽造された場合もしくは前歴に偽造書類をもって移転登録がなされている場合は、この責任は出品店にあるものとし、出品店は全責任をもって(当該費用を含む)当該問題の解決に当り処理を行うものとする。又、第三者によって当該車両及び移転登録書類等が法的に押収、差し押さえされた場合であっても、その理由の如何を問わず、問題発覚時に速やかに当該車両の車両代金、ペナルティ、JU静岡の認める諸経費等を返金支払いするものとする。

#### 第12条 自動車税未納

1. 車検時に自動車税の未納があった場合は、出品店は即時に該当車両の自動車税を納付し、JU静岡事務局へ提出する。その際の未納ペナルティは、10,000円とする。
2. 場合によって落札店は、納税義務者に代わって自動車税を納付できるものとする。
3. 前項の場合、出品店は落札店に対して自動車税および未納ペナルティ10,000円を支払うものとする。

## ▲ページトップへ

### 第8章 クレーム規約

#### 【趣旨】

出品車両の商品から生じる品質について生じる紛争について売買当事者双方は、本章「クレーム規約」に従い理解をもって紛争解決の和解案をもって解決するものとする。

#### 第1条 クレーム裁定

1. JU静岡により売買成立する出品店・落札店の売買契約については、民法・商法の規定に先立ち、本クレーム裁定の定めを本規約が、第一次的な権利義務関係の基準となり、これに従った権利義務関係が当事者間に形成されるものである。
2. JU静岡はオークションによる中古車売買についての双方の紛争解決をするためにクレーム裁定を行うものとし、裁定の内容は売買契約の解除・車両成約代金の減額及びJU静岡が必要と認めたその他和解方法で解決する。ネット取引においても、本規約に準じて裁定を行なうものとする。

#### 第2条 出品店申告義務

出品店は出品車両を出品に際し予め車両点検し、修復歴・不具合箇所等は自己申告するものであり、自己申告に欠ける瑕疵箇所等発覚で生じたクレーム及び紛争は、出品店責任に帰するものとする。瑕疵箇所等発覚で生じたクレーム及び紛争は、出品店責任に帰するものとする。

#### 第3条 落札店の車両確認義務

1. 落札者は、落札する場合出品車両を十分に下見等で確認を行い、また落札後も十分確認を行い申告期限内にクレーム申立を行わなければならない。
2. ネット取引等では、利用可能な各種サービスを利用し、車両の下見確認を行った上でオークションに参加するものとする。下見確認しない当該車両のクレーム申立ては、重要項目以外原則認めないものとし、クレーム委員会の裁定に従うものとする。(H22.3.1変更)

#### 第4条 クレーム申立

1. 落札車両に対してクレームを申立てする場合は、必ずJU静岡を通して行うものとする。
2. 落札店は、JU静岡が定めたクレーム申立期間内に本クレームの趣旨を理解したうえでクレーム申立てすること。
3. クレーム申立は落札車両1台に対して1回の申立とする。  
但し、別に定める通常クレーム以外の期間を有する場合の申告、JU静岡流通委員会及びクレーム委員会が認めた場合を除く。
4. メーカー保証で対応できるクレームについては、優先的にメーカーに対して行うものとし保証書継承に伴う費用(点検整備料)は落札店の費用負担とする。

#### 第5条 クレーム受付期間

1. クレーム申立は、オークション開催日を含めて5日以内(開催週の土曜日午後5時までとします。)ワンプライスネットについては、落札日より5日以内。
2. 遠方地域(北海道全域・東北地方:青森、岩手、秋田、宮城、山形・中国地方:岡山、鳥取、島根、広島、山口・四国全県・九州・沖縄地方)の落札に於いて、クレーム委員会が認めた場合のみ、「一般車」に限りクレーム受付・申告期間延長の申立てができる。その場合の申立期限は、オークション開催日を含めて5日以内(開催週の土曜日午後5時まで)とする。クレーム受付・申告期間は当該車両の落札店へ到着日の翌日午後5時までとし、最長で2日間(開催日翌週の月曜日午後5時まで)とする。(H20.10.1変更、H22.4.13変更)
3. その他、クレーム受付期間延長を申立てする場合、JU静岡流通委員会及びクレーム委員会が認める事項で、天変地異等によって車両輸送が困難の場合に延長を認める。但し期間については、JU静岡流通委員会及びクレーム委員会の裁定によるものとする。その他輸送業者の都合や落札店都合での延長は認めないものとする。
4. その他事由により別に期間を定めるもの。(最終日の午後5時までとする)
  - ① 車検証と車両との相違:書類落札店到着日より7日以内
  - ② 消火器噴霧痕:開催日より1ヶ月以内
  - ③ 接合車:開催日より6ヶ月以内
  - ④ 冠水車発覚した場合:開催日より6ヶ月以内
  - ⑤ メーター改ざん・交換発覚:開催日より6ヶ月以内
 車検証・記録簿等から判明した場合→書類発送後1ヶ月以内) (H21. 1. 6変更)  
 ※「走行距離記号の取り扱い」参照

日本オートオークション協議会通達内容(抜粋)(H21. 10. 1追加)

受付期間 6ヶ月(書類から判明→書類発送後1ヶ月以内)

ペナルティ金額は全会場で原則「5万円」

会場を複数またがった場合、他会場で発生したペナルティ金額の累積請求をしない。

- ⑥ 盗難車及び遺失車両・法的問題車両:無期限  
盗難車(車台番号改意)、遺失車両、法的問題・金銭的に抵触する成約車両が発覚した場合は売買契約解除するものである。

#### 第6条 クレーム申告期間(申告最終日午後5時まで)

1. 落札車両の内外装の損傷、色違いドア数等現車確認できるとJU静岡が認めたものについては、オークション開催日当日終了2時間以内とする。容易に取り外しができる標準装備品・社外品等のパーツについては、オークション開催日当日終了後2時間以内とする。但し、出品店がセールスポイント等に記入している場合については、取り外し可能なもので「後日送り」等の作動不良発覚は、該当部品落札店到着後5日以内とする。(別途クレーム一覧表による)(H22.3.1変更)
2. 落札車両の機能機構の不良不具合や出品票の記入事項が相違の場合は、オークション開催日を含め5日間とする。
3. オークション出品票の記載事項相違であっても車検証のみで確認が可能な事項については落札店書類到着後7日以内とする。

※上記1項から3項についての一覧表は別紙に定めるものとし、落札車両の機能機構不良不具合発生したクレームに対し落札店が出品店に契約解除または減額請求できる。

但しJU静岡流通委員会及びクレーム委員会がクレームとして受理できないと判断した場合を除く。

#### 第7条 クレーム免責及び申立却下の事項

以下に該当する事項はクレーム事由について売買契約解除、代金減額請求をJU

静岡は認めないものとする。

1. クレーム事由が存在しないとき
2. 落札価格10万円未満の車両。(H20.10.1追加)
3. 評価点2点以下の車両。(H20.10.1追加)
4. 並行輸入車及び正規輸入車(初年度登録5年・走行5万km以上)。  
※上記2～4の項目については重要項目のみクレーム委員会の裁定によりクレーム受付ができる場合がある。(H20.10.1追加)
5. 落札価格が20万円未満・初度登録年月から10年以上経過・走行距離が10万キロ以上の車両・メーター改ざん車両・走行不明車両・外車(輸入車)・評価無し車両。  
※但し、重要項目・書類のクレームは受け付ける。(他クレーム一覧表参照)  
その他、JU静岡流通委員会及びクレーム委員会が認める重大な申告漏れ等が発覚した場合は受け付ける。(H20.10.1変更)
6. 災害車(冠水車等)申告のある車両  
※但し、走行距離・年式・グレード等記載ミスについては、通常のクレーム規約に準ずる。
7. ワンチャンコーナー車両(当日ワンチャン車含む)  
但し、冠水車の未申告・接合車・走行距離・年式・グレード等記載ミスについては、通常のクレーム規約に準ずる。
8. クレーム裁定価格が2万円以下のクレーム
9. 再販売された落札車両のクレーム  
※但し、下記に該当する車両は受け付ける。
  - ① 盗難車
  - ② 冠水車
  - ③ 保安基準に適合しない車両(接合車等)
  - ④ 走行距離の改ざんされた車両
  - ⑤ 年式・グレード・型式・排気量・車歴・乗車定員等が車検証の表示と異なる車両

※他AAの成約費用、転売後の費用は免責

  - ⑥ 他AAに出品し、修復歴車評価になった場合

※出品取り消しや書類不備流し等の手続きをしてセリに掛けなかった場合のみ
10. 自走した車両のクレーム  
(搬出後自走して壊れた車両。エンジン破損、オーバーヒート等)  
※但し、JU静岡会場内で壊れた車両は出品店の責任とする。
11. 消耗部品に該当するクレーム  
コイルスプリング・ショックアブソーバー・マフラー・ベアリング類・シール類・ブレーキパッド・ディスクローター・エアコンガス・エンジンマウント等のブッシュ類・油脂類等  
エンジンのチェックランプ等の警告灯の点灯に於いて各センサー類に原因がある場合(H20.10.1追加)
12. 出品申込書未記入の、内外装のクレーム  
外装の傷(場内事故の場合を除く)・ライト・テールレンズ等の割れ、雨漏れ、ホイールキャップの欠品、アンテナ折れ、キー違い等
13. 各種リモコン・キーレス・CD-ROM・DVD-ROM等が現車に無く、リストに「～後日」等の記載が何も無い場合、上記のものは、標準装備品であってもクレームの受付不可。
14. 標準装備品・付属品に関する記載がない場合、出品申込書に記載の無いものは欠品していると見なす。
15. クレーム申立中に許可なく修理加修を行った場合。
16. クレーム申立日より7日以上経過し、申立者より何らの経過連絡が無い場合。
17. 初年度登録より5年以上経過した電装品の不良。但し出品申込み票のセールスポイ



ントに記入がある場合には対象。落札車両を国外へ輸出した場合。但し法的に問題が抵触した場合、JU静岡は合法的な措置で対応する場合がある。

前項の場合であっても、JU静岡が減額請求相当であると判断した場合この限りではない。

18. 落札車両を国外へ輸出した場合。但し法的に問題が抵触した場合、JU静岡は合法的な措置で対応する場合がある。  
前項の場合であっても、JU静岡が減額請求相当であると判断した場合この限りではない。
19. 外車(輸入車)・修復歴車・評価無・商談落札車についての不具合箇所。但し出品申込書のセールスポイントに記入項目・エンジン・ミッションの不具合は対象。商談落札車で明確な修復歴発覚については、当日に限り対象にする。
20. その他JU静岡流通委員会及びクレーム委員会が判断する事由の場合  
※上項の場合及びその他の事項においてもJU静岡流通委員会及びクレーム委員会がと代金減額等の必要がある判断した場合はこの限りではない。

## 第8条 クレームにおける細則

1. クレームの場合、修理、見積等の為の移動費用、見積料は落札店の負担とする。見積りは該当車両系列ディーラーとする。(クレーム委員会及び出品店が了承した場合はその限りではない) ※キャンセル後、見積内容に誤りがあると判明した場合、落札店に対し、ペナルティを課す。(落札店に車両引渡し日から起算して7日以内の申告必要)(H22. 4. 13 変更)
2. 出品店修理の場合、移動費用は出品店負担とする。  
また修理期間は出品店へ当該車両の引渡しがあった時点から10日間とする。
3. 出品店がクレーム部品を支給する意思表示があった場合、該当部品の提出期限をその意思表示があった時点から7日以内とする。7日を過ぎても提出が無い場合、該当部品の新品相当額を値引き額として処理する。
4. 10年以上経過車とは、初年度登録年月から120ヶ月経過した車両とする。
5. 「当日限り」とは、全車のセリ終了後、2時間以内で会場内とする。
6. クレームにおける工賃は、免責とする。(H22.4.13変更)
7. キャンセル時は、出品料、成約料、落札料、陸送費(往復)、加修費(修理等行っている場合)、ペナルティ(加算時)、は出品店負担とする。賞金付等の車両の場合は、キャンセル時に返金処理を行なうものとする。クリーニング類の請求は、上限1万円とする。
8. 陸送費用は、実費または(株)ゼロの輸送費を基準とする。静岡市内は、請求できないものとする。但し、JU静岡流通委員会及びクレーム委員会が裁定する場合を除く。(H22.4.13変更)
9. 修復歴でのクレームは、原則JU静岡オークション会場での車両確認とする。但し、JU静岡流通委員会及びクレーム委員会が認める場合を除く。  
※各JUオークション会場・査定協会・その他車両検査機関等の車両確認  
※検査内容に修復箇所の関連内容がある場合はクレーム却下(H22. 4. 13変更)
10. 装備品等における純正品の扱いは、メーカーオプション品・ディーラーオプション品とする。但し、確認が出来ない場合は、純正扱いとしない。
11. 暴言を吐く行為、虚偽の申立・申告及びこれに類似する行為を行った場合、その時点でクレーム却下とする。
12. 出品店の申込書の記入に於いて、紛らわしい記入・記載とJU静岡流通委員会及びクレーム委員会が判断した場合はクレーム対象とする。(JU静岡流通委員会及びクレーム委員会の裁定が必要)(H20.7.1追加)
13. クレームに於いて出品店・落札店双方の見解の相違で、クレーム期間が30日を過ぎた場合は、JU静岡流通委員会及びクレーム委員会の裁定により、強制的に「キャンセル」処理(ペナルティ無し)を行うものとする。その場合に発生した双方の費用は各々が負

- 担し、請求できないものとする。
14. 上記事項及びその他事項において、JU静岡流通委員会及びクレーム委員会が裁定する場合、その裁定に従うものとする。裁定に従わない場合JU静岡は該当会員に対して会員規約の「第1章－第9条」及び「第3章－第5条」に基づき処分できる。(H20.6.18追加)
  15. クレームに於いて、出品申込書の初年度登録年式記入欄の「登録月」に記載がなく、車検証や保証書にて確認がとれない場合に限り、その登録年の「1月」に登録された車両として扱うものとし、経過年数を算出する。(H22.7.13追加)
  16. 走行距離が、オドメーターとトリップメーターの見間違いで記載されている場合、その距離を訂正し、『nak 走行メーター管理システム』に於いて“異常”判定がない場合に限り、「メーター誤記入」として扱うものとし、「1万円の値引き」か「ノーペナルティキャンセル」を落札店が選択できるものとする。クレーム申告期間は、オークション開催週の木曜日午後5時迄とし、会場内に該当車両がある場合に限る。(H22.7.13追加)
  17. トラックに於いて、キャビン交換の場合、登録年とキャビンの年式に違いがある場合は、出品店は出品申込書に「中古キャビン交換」の記載を必要とする。記載が無い場合は、JU静岡流通委員会・クレーム委員会の裁定により「値引き」か「ノーペナルティキャンセル」を認めるものとする。(H22.7.13追加)
  18. クレームにより発生した遺失利益・迷惑料は一切認めないものとする。

#### 第9条 規約改正権及び規定遵守義務

JU静岡は、本規約を実施しオークションの迅速・公平な運営を実現するためにこの規約を定めるが、

この規約に改正が必要と判断した場合、JU静岡は規約改正をすることができる。また、会員はこの規約及び

改正後の規約並びに細則を遵守する義務を負う。

[『クレーム目安一覧表』](#)の表示

[『クレーム裁定基準表』](#)の表示

[『クレーム目安一覧表』](#)の表示

### ▲ページトップへ

## 第9章 車両検査

### 第1条 目的

JU静岡は出品車両評価基準を保持しオークション取引環境を公正公平に維持するために車両検査基準を

定め評価するものとし、その評価を参考にして取引に参加するものである。

### 第2条 出品店義務

出品者は出品に先立ち、その品質・性能・瑕疵箇所について誠実に申告しなければならない。

### 第3条 車両検査

1. JU静岡に出品するすべての車両評価は、出品店の申告内容等に基づいて時間的制限内において一定の検査を行い評価基準に従って参考評価を付与する。
2. 会員は、前項の車両評価を参考に出品及び落札することができるが、他会場等の車両評価の相違について、JU静岡へ責を求めることはできない。

### 第4条 品質基準

1. JU静岡の品質基準は別に定める「中商連オートオークション検査基準」並びに「日本オートオークション協議会修復歴判定」に順ずる。
2. JU静岡の車両評価基準は、別に定めるものとする。

[『走行距離の扱い/災害車等の扱い/改造・構造変更車両の扱い/接合車の扱い』](#)  
の表示

[『評価点及び評価基準』](#)の表示

[『内装評価及び修復歴評価基準』](#)の表示

[『修復歴判定基準』](#)の表示

[『外装表記検査記号』](#)の表示

[▲ページトップへ](#)

## 第10章 手数料・出品コーナー規定

第1条 本規定は、JU静岡におけるオークションの手数料及び出品コーナーの規定について定める。

第2条 手数料は、出品料・成約料・落札料を基本とする。

第3条 基本手数料の金額(消費税別)は、別紙一覧表に定める。

第4条 出品コーナー及び規定は、別紙一覧表に定める。

第5条 出品受付後の出品取消し等は、原則出品料を徴収する。

第6条 上記事項及びその他事項については、JU静岡流通委員会にて裁定する。

第7条 JU静岡は、規定の改訂が必要な場合、任意に改定することができる。

[『JU静岡オークション出品コーナー規定・手数料一覧表』](#)の表示

[▲ページトップへ](#)